

2025年 ディスクロージャー誌

Disclosure 2025



地域と共に、みらいを育むパートナー

ぐんまみらい信用組合

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況(令和6年度第13期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

さて、私ども ぐんまみらい信用組合は、令和6年9月に公表した「第5期経営強化計画(令和6年4月～令和9年3月)」に基づき、中小規模事業者をはじめとする地域の皆様へ安定的かつ円滑な資金供給を行うために、積極的な融資推進を中心とした様々な施策を同計画に掲げ役職員一丸となって取り組んでまいりました。

地域の皆様のご期待に総力をあげて応え、地域経済の再生・活性化に資する地域密着型金融を推し進め、当地域になくてはならない信用組合であり続けたいと考えております。

今後とも、一層のご支援、ご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。



ぐんまみらい信用組合
理事長 八高 武

令和6年度 経営環境・事業概況

第13期(令和6年度)は、第5期経営強化計画(令和6年度～令和8年度)の初年度につき、同計画に掲げる以下の諸施策等の実現に向け、役職員一丸となって取り組みました。

- ①営業推進態勢の強化による貸出の増強
 - ・営業推進態勢の強化(営業推進3部会制の継続、融資特化型営業の定着)
 - ・Area Power有効利用の確立(効率的な営業推進の実現、システム化による事務処理の軽減)
- ②人材育成と積極的な女性職員活用
 - ・女性融資担当者の育成(女性職員の活躍による組織力の強化)
 - ・若手職員の育成(OJT研修による融資営業力の強化)
- ③経営効率化への対応
 - ・店舗政策の見直し(店舗統廃合の実施)
 - ・戦略的な人員配置(少数精鋭での人員体制の構築、営業店内務業務の省力化による営業職への転換)
 - ・事務の効率化(営業店窓口業務の負担軽減)
- ④信用コスト削減のための取組強化
 - ・審査・管理態勢の継続的な取組強化
 - ・事業再生支援への取組みを通じた不良債権化の防止(外部機関との連携強化)
 - ・職員の目利き力及び再生スキルの向上(内部研修や外部専門家による研修の実施)

この結果、預金積金残高については、法人預金は融資実行した資金等の歩留まりにより前年度から増加の推移となりましたが、個人預金は金融資産運用の多様化と店舗政策における合理化・効率化を進めたことから定期性預金は減少し全体で7,239百万円の減少となりました。貸出金残高については、プロパー資金による迅速な資金繰り対応をおこなうための経営サポート資金などの増加を図ることができましたが、ゼロゼロ融資の返済や地方公共団体向けの償還等もあり1,099百万円の減少となりました。

損益については、マイナス金利政策の解除以降の段階的な政策金利の引き上げの影響により、貸出金利息などの収益は増加。一方、預金利息も増加しましたが、引続き経費支出の見直しを行ったことから、本業による収益力を示す「コア業務純益」につきましては、前期比61百万円増加の793百万円となりました。しかしながら、中小規模事業者の経営環境の厳しさから信用コストが増加し、当期純利益は前期比289百万円減少の126百万円となりました。なお、普通出資金の配当原資を確保するまでには至らず見送りとさせていただきます。

経営強化計画を完全履行し、業績回復ならびに復配に向け邁進する所存ですので何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

事業方針

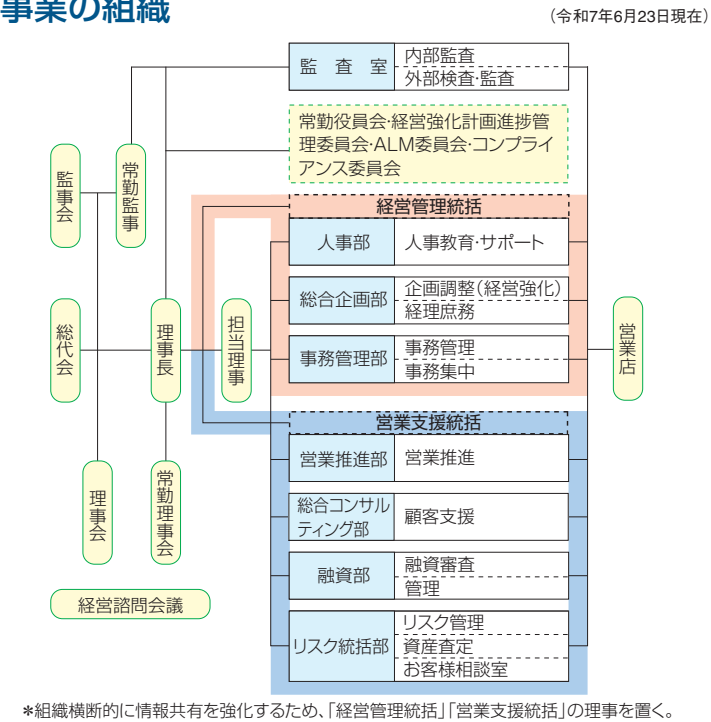
基本理念

- 1. 繁栄する地域社会
私たちは、地域の皆様や中小零細企業のためにきめ細かな金融サービスを通じて、地域経済の発展に貢献します。
- 2. 幸福なる人
私たちは、地域の皆様とのふれあいを大切に、地域の明日を見つめ人々の夢と希望の実現を願い、豊かさの創造に貢献します。
- 3. 信頼される「ぐんまみらい信用組合」
私たちは、常に心をひとつにし、信頼と期待に応えるべく、積極的に考え、柔軟に行動します。

経営方針

- ぐんまみらい信用組合は、協同組織金融機関として、相互扶助の基本に立ち回り組合員（お客）さまとの絆を一段と強め、地域社会から信頼され必要とされる信用組合を目指します。
- 地域と共に
 - ① 組合員（お客）様第一主義の追求
 - ② 地域密着型金融の推進
 - 健全経営・体質強化
 - ① 自己資本の充実
 - ② コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の整備強化
 - 魅力ある人材作り
 - ① 人材教育
 - ② 意欲と生きがいのある職場

事業の組織



役員一覧

(令和7年6月23日現在)

理事長／八高 武	理事／金井 雅春(※)
専務理事／影山 靖展	理事／長山 博(※)
常務理事／多胡 忠浩	理事／高橋 秀樹(※)
常勤理事／宮澤 環	常勤監事／高橋 茂信
常勤理事／高坂 学	監事／松島 孝三
理事／金子 正元(※)	監事・員外監事／中井 英明
理事／布施 光一(※)	

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

翠星監査法人

当組合のあゆみ

- 昭和28年12月25日/ 境信用組合として設立認可
- 昭和35年 7月22日/ 東群馬信用組合に名称変更
尾島支店認可(尾島町大字尾島443)
- 昭和38年11月14日/ 本店(現:東群馬営業部)の事務所を境町大字境315の5に移転
- 昭和38年12月 7日/ 宝泉支店認可(太田市大字藤久良51の1)
- 昭和41年 8月29日/ 尾島支店の事務所を尾島町大字阿久津104の1に移転
宝泉支店の事務所を太田市大字藤久良2の1に移転し、名称を太田宝泉支店に変更
- 昭和43年 5月 1日/ 住宅金融公庫(現:住宅金融支援機構)代理店となる
- 昭和43年12月25日/ 国民金融公庫(現:日本政策金融公庫)代理店となる
- 昭和44年 4月 1日/ 全国信用協同組合連合会代理店となる
- 昭和47年 7月 1日/ 環境衛生金融公庫(現:日本政策金融公庫)代理店となる
- 昭和48年 8月22日/ 新田支店認可(新田町大字木崎930の4)
- 昭和51年 8月 / 自営オンライン稼働
- 昭和51年 8月25日/ 高林支店認可(太田市大字東矢島449の1)
- 昭和54年11月20日/ 伊勢崎支店認可(伊勢崎市大字下榎町39番地)
- 平成 5年 9月16日/ 本店(現:東群馬営業部)、日本銀行蔵入復代理店となる(取扱開始日平成5年10月1日)
- 平成 6年 3月17日/ 尾島支店、太田宝泉支店、新田支店、伊勢崎支店、日本銀行蔵入復代理店となる(取扱開始日平成6年4月1日)
- 平成 6年 9月21日/ 高林支店、日本銀行蔵入復代理店となる(取扱開始日平成6年10月1日)
- 平成17年10月17日/ 信組共同センター(SKC)へ加盟
- 平成19年 2月19日/ 損害保険窓販業務取扱開始
- 平成20年10月 1日/ 生命保険窓販業務取扱開始
- 平成24年 3月30日/ かみつけ信用組合との合併基本合意
- 平成24年11月16日/ 登録金融機関業務の登録
- 平成24年11月26日/ かみつけ信用組合と合併し、ぐんまみらい信用組合に名称変更
本店、日本銀行蔵入復代理店となる(取扱開始日平成24年11月26日)
- 平成27年 9月 8日/ 「富士見商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
- 平成29年 6月20日/ 群馬県内金融機関と「大規模災害発生時の相互支援に関する協定書」を締結
- 平成29年10月19日/ 「しづかわ商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
- 平成30年 1月19日/ 「太田市新田商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
- 平成30年 2月27日/ 第一勧業信用組合とぐんまみらい信用組合との「連携協力に関する協定書」を締結
- 平成30年 3月 8日/ 「群馬県信用保証協会とぐんまみらい信用組合との中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結
- 平成30年 6月 4日/ 伊香保支店、前橋北支店を「預金特化型店舗」に変更
- 平成30年 6月11日/ 原町支店、鬼石支店を「預金特化型店舗」に変更
- 平成30年 8月27日/ 赤城支店、前橋支店、吉井支店を「預金特化型店舗」に変更
- 平成30年 9月 3日/ 「移動金融車(鶴もう号)」サービス開始
- 平成30年 9月 3日/ 戴塚支店、箕郷支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
- 平成30年11月 3日/ 館林支店、北軽井沢支店、倉洲支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
- 令和元年10月 1日/ 伊香保支店、赤城支店、鬼石支店の業務取扱時間の変更(お昼休みの導入)
- 令和元年10月31日/ 「群馬伊勢崎商工会とぐんまみらい信用組合との連携協力に関する協定書」を締結
- 令和元年12月 2日/ 原町支店、前橋支店、前橋北支店、吉井支店の業務取扱時間の変更(お昼休みの導入)
- 令和 2年 3月10日/ 「高崎商工会議所とぐんまみらい信用組合との包括提携・協力に関する協定書」を締結
- 令和 3年 4月 1日/ SDGs宣言
- 令和 3年11月22日/ 渋川中央営業部を渋川市渋川2625の1に移転
- 令和 3年12月 2日/ 株式会社商工組合中央金庫とぐんまみらい信用組合との「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」を締結
- 令和 4年 1月 7日/ 株式会社商工組合中央金庫とぐんまみらい信用組合との「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」の締結
- 令和 4年 2月28日/ 株式会社商工組合中央金庫とぐんまみらい信用組合との「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」の締結
- 令和 4年 7月13日/ 北軽井沢支店出張所を北軽井沢1988の775に移転
- 令和 4年 9月20日/ 原町支店、伊香保支店、前橋支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
- 令和 5年 5月 8日/ 渋川市との「包括連携協定」の締結
- 令和 5年10月 1日/ 「嬬恋村商工会議所とぐんまみらい信用組合との包括提携に関する協定書」の締結
- 令和 5年11月17日/ 伊香保支店出張所を伊香保553-3に移転
- 令和 6年 2月 5日/ 吉井支店、鬼石支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
- 令和 6年 2月14日/ 「移動金融車(鶴もう号2)」サービス開始
- 令和 6年 9月 5日/ 群馬県商工会連合会との「包括連携・協力に関する協定書」の締結
- 令和 7年 5月 7日/ 前橋北支店、沖支店を「店舗内店舗」として母店へ移設
群馬町支店、箕郷支店、沖支店、倉洲支店を箕郷町上芝545-1に移転

組合員の推移

(単位:人)

区分	令和5年度末	令和6年度末
個	68,423	66,580
法	6,018	5,995
合計	74,441	72,575

地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向けて

ぐんまみらい信用組合 S D G s 宣言

当組合は、『繁栄する地域社会』、『幸福なる人』、『信頼される「ぐんまみらい信用組合」』を基本理念に掲げ、協同組織金融機関として相互扶助の基本に立ち返り組合員の皆様との絆を一段と強め、地域社会から信頼され必要とされる信用組合を目指して、地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っております。

その取り組みは、国連が提唱する持続可能な開発目標（S D G s）と理念を同じくするものと考え、S D G s 宣言をいたします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



S D G s（エスディーゼーズ）とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」です。

「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17分野の目標から構成されています。

ぐんまみらいの S D G s に関する取り組み

地域経済活性化への取り組み

- 地域経済団体（商工会議所、商工会）との連携による各種セミナーの開催
- ビジネスマッチングによる販路開拓支援
- S D G s の視点を踏まえた事業性評価による提案セールスの実施
- 専門学校、人材会社との連携による外国人材の就職支援
- 職域提携企業の福利厚生を目的とした提携ローンの推進
- 「みらい倶楽部」による次世代経営者の育成



練成講座



地域社会への貢献

- 移動金融車「鶴もう号」による遠隔地への金融サービスの維持提供
- SNS（インスタグラム・フェイスブック）による情報配信
- しんくみピーターパンカードによる子どもたちの健全育成支援
- 高齢者向けサービスの提供（年金相談会開催、年金定期預金の取扱い）
- ザスパクサツ群馬とのオフィシャルパートナー契約によるスポーツ振興
- 役職員による地域行事への積極的な参加
- 特殊詐欺、振り込み詐欺の未然防止の呼びかけ



しんくみピーターパンカード



環境保全への取り組み

- タブレットを活用した営業活動によるペーパーレス化の推進
- 再生可能エネルギー、クリーンエネルギー融資への取り組み
- しんくみの日における活動（清掃活動、献血活動、花の種配り）
- 「花いっぱい運動」による地域の美化と環境整備への取り組み
- クールビズや省エネ活動による地球温暖化防止運動の実施
- B C P（業務継続計画）の運用による災害、感染症への対策
- 全営業店へのA E Dの設置



移動金融車(BCP)



人材育成の取り組み

- 【職員のスキルアップ】
- O J T の積極的な取り組み
- 自己啓発の支援（資格取得奨励制度の実施）
- プロセス評価によるチャレンジする人材の育成
- 【働き方改革】
- 女性職員の活躍推進（群馬県いきいきGカンパニーゴールド認証取得）
- 時間外勤務削減や有給休暇の取得しやすい職場づくり
- 多様な人材が活躍できる環境の整備（障がい者雇用やシニア人材の活用）



OJT研修



役職員参加イベントのご紹介

- ・令和 6 年 8 月14日 「尾島ねぶたまつり」
- ・令和 6 年 9 月 7 日 「渋川へそ祭り」
- ・令和 6 年 9 月28日 「第60回信用組合親善野球大会」
- ・令和 6 年11月 3 日 「第34回ぐんまマラソン」
- ・令和 6 年12月 1 日 「中之条まちなか5時間リレーマラソン」



野球部



渋川へそ祭り



ランニングクラブ



尾島ねぶたまつり

移動金融車「鶴まう号」

当組合は、お客さまの利便性向上のため、移動型店舗の金融車を運用しております。

「鶴まう号1」は、ATMのほか、窓口デスクを搭載しており通常店舗とほぼ同じ業務が行えます。(※)また、災害発生時には、緊急対応車輛として自家発電機やAEDを搭載しており、有事の際に備えております。
※一部お取り扱いできないサービスがございます。

移動金融車「鶴まう号1」運行予定表

1. 月曜日	敷塚ルート	営業時間 営業場所	10:30～15:30 敷塚支店出張所
2. 火曜日	四万ルート	営業時間 営業場所	10:30～15:00 四万温泉出張所
3. 水曜日	倉渕ルート	営業時間 営業場所	10:30～15:00 倉渕支店出張所
4. 木曜日	吉井ルート	営業時間 営業場所	10:30～15:00 うおかつ吉井店
5. 金曜日	群馬町ルート	営業時間 営業場所	10:00～13:00 群馬町支店出張所

(令和7年5月末現在)



鶴まう号1

「鶴まう号2」は、後部座席に窓口デスクを搭載しており、通常とほぼ同じ窓口業務が行えます。(※)狭い通りでも利便性が高く、顧客サービスも充実しております。
※一部お取り扱いできないサービスがございます。

移動金融車「鶴まう号2(ハイエース)」運行予定表

1. 月曜日	前橋ルート	営業時間 営業場所	10:00～15:30 前橋支店出張所
2. 火曜日	北軽井沢ルート	営業時間 営業場所	11:00～14:30 北軽井沢住民センター
3. 水曜日	鬼石ルート	営業時間 営業場所	10:30～15:00 鬼石支店出張所
4. 木曜日	館林ルート	営業時間 営業場所	11:00～15:00 館林支店出張所
5. 金曜日	伊香保ルート	営業時間 営業場所	10:30～13:00 伊香保体育館

(令和7年5月末現在)



鶴まう号2

総代会について

総代会の仕組みと役割

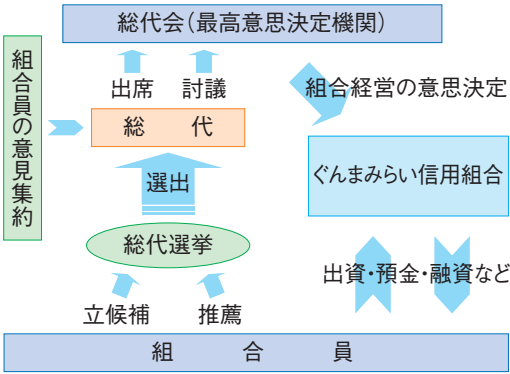
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することが出来ます。

しかし、当組合は、組合員数72,575人(令和7年3月末)と多く、総会の開催が事実上困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われると共に、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでいます。



総代の選出方法、任期、定数等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層のなかから、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として選挙を行っていません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっています。なお、当組合は営業地域を7つの地区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上185人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数に比例した割合で決められています。(現状の地区別定数は令和5年4月10日現在の組合員数が基準となっています。)

総代会の決議事項等の議事概要

第13期通常総代会が、令和7年6月23日、Gメッセ群馬(高崎市)にて開催され、全議案が原案のとおり可決・承認されました。

報告事項

- 第13期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業報告の件
- 第13期(令和7年3月31日現在)貸借対照表報告の件
- 第13期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第13期損失処理案承認の件
- 第2号議案 第14期(令和8年3月期)事業計画・収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員除名に関する件
- 第4号議案 定款一部変更に関する件
- 第5号議案 理事選任の件
- 第6号議案 監事選任の件



組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

地区別懇談会の開催

令和6年11月8日(金)から3会場において、地区総代懇談会を開催しました。

令和6年9月末決算の状況および業務運営などについて説明させていただき、理解いただくとともに、各地区の総代と意見交換を行いました。今回は総代129名中73名のご参加を頂き、経営に関することなど、活発な意見交換が行われました。

第1区 地区総代懇談会

日時 令和6年11月8日14時30分より
場所 バイテック文化ホール
出席者 総代7名



第2区～第5区 地区総代懇談会

日時 令和6年11月15日14時30分より
場所 Gメッセ群馬
出席者 総代42名



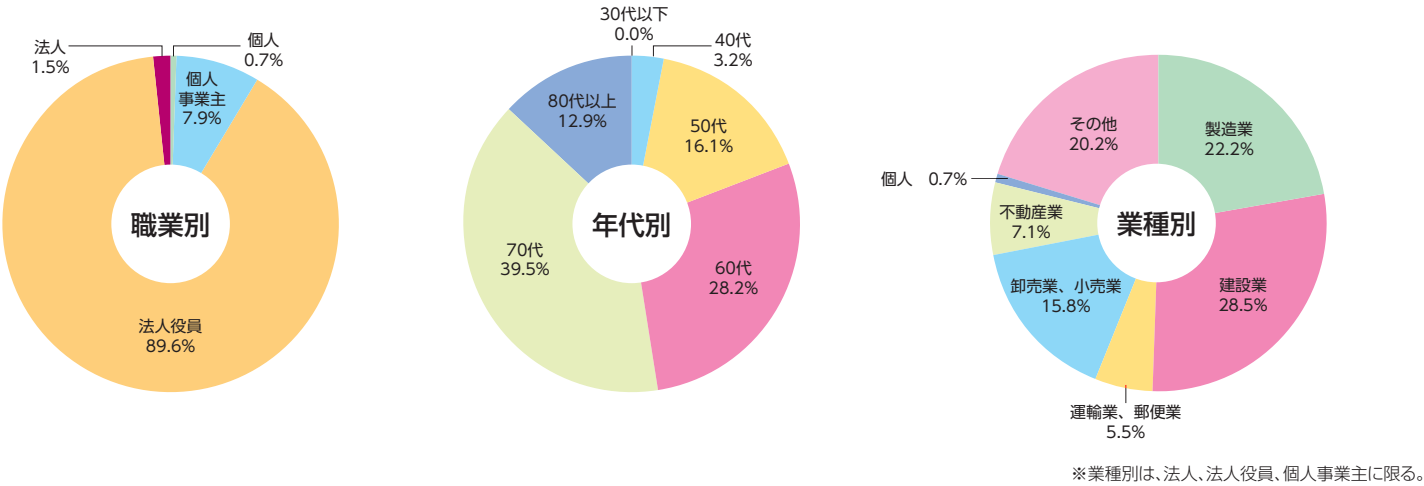
第6区、第7区 地区総代懇談会

日時 令和6年11月13日14時30分より
場所 最高の日
出席者 総代24名



総代の属性別構成比

令和7年6月23日現在



総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

令和7年6月23日現在

選挙区			総 代 氏 名								(敬称略、順不同)	
第1区	中之条支店・草津温泉支店・ 長野原支店・嬬恋支店・ 原町支店・北軽井沢支店 以上、6店舗の所轄地域	総代定数 19名 総代数 18名	佐藤 力也① 黒岩 政之④ 割田 伸男③ 富澤 通之③	都筑 雅彦① 小藤 昭次② 佐藤今朝司② 宮崎 通④	町田 護④ 水出 文夫④ 山崎 重男④ 池上 勲①	安原 賢一① 豊田 幹雄③ 渡辺 栄志④	安斉 文弥④ 吉澤 孝③ 池原 純④					
第2区	渋川中央営業部・伊香保支店・ 沼田支店・子持支店・赤城支店 以上、5店舗の所轄地域	総代定数 18名 総代数 17名	小此木 浩① 大塚 隆平① 青木 罔衛② 狩野 哲也③	清水 敏晶③ 大島 崇行④ 飯塚 順一③ 田子 文明③	須田 誠一④ 中林 寿緒④ 埴田彦一郎④	羽鳥 智充④ 原澤 芳明④ 狩野 重雄④	茂木 弘伸④ 山宮 敏夫④ 佐藤本位田④					
第3区	吉岡支店・前橋支店・ 前橋北支店・総社支店 以上、4店舗の所轄地域	総代定数 14名 総代数 12名	筑井 豊広④ ぐんま共済協同組合④ 石田 和彦②	堤 隆雄④ 大武 仁作④	星野 立明② 真下 敦紀① 綿引 貴④	森田 均④ 市村 実④	駒井喜美男③ 新井 孝④					
第4区	本店・箕郷支店・沖支店・ 群南支店・倉淵支店・群馬町支店 以上、6店舗の所轄地域	総代定数 21名 総代数 21名	泉 純平③ 石川 徹④ 岩田 寿① 黒岩 紀男④ 関 正④	北形 信也④ 岡田 守④ 大河原賢二① 小塚 敏明① 田中 毅①	藤澤潤一郎③ 関口 功④ 唐沢 美好④ 小塚 政浩①	(株)みらい保険サービス④ 五十嵐貞雄② 川鍋 太志④ 古越 俊一①	大熊 章之③ 岸 敏弘④ 追川 徳信④					
第5区	新町支店・藤岡支店・ 吉井支店・鬼石支店 以上、4店舗の所轄地域	総代定数 16名 総代数 16名	佐藤 信裕④ 神田 雄司③ 清水 忠志③ 貫井 紀之①	高瀬 忠尚④ 桑原 良夫④ 富岡 直博④	田村 真樹① 小坂裕一郎④ 宮澤 展彦③	浜名 龍① 小手澤 治④ 吉井 晋④	赤尾 和基④ 清水 純男④ 石田 房嗣④					
第6区	東群馬営業部・伊勢崎支店・ 玉村支店 以上、3店舗の所轄地域	総代定数 15名 総代数 15名	赤石 光政④ 常見 信雄④ 大澤 廣④	大島万津夫④ 橋本 公章④ 柏井 喜市④	梶山 明久④ 原 邦昭④ 長谷川永一④	齋藤 博④ 相沢 英男④ 森田 耕一③	谷田 良衛① 飯島 政樹③ 渡邊 規雅③					
第7区	尾島支店・太田宝泉支店・ 新田支店・高林支店・館林支店 敷塚支店・大間々支店 以上、7店舗の所轄地域	総代定数 29名 総代数 27名	新井 毅④ 霜田 雅行④ 竹川 良之④ 鈴木 和己④ 赤澤 一真③ 小林 宗治②	新井 尚孝④ 茂木 正己④ 椿 和雄④ 服部 昇④ 小林 武朔④ 須永 和義③	内田 知直④ 栗原 廣良③ 半田 重夫④ 舟田 正治④ 石川 長司③	岸田 進之④ 栗林 盛男④ 岩崎 浩④ 山中 利広④ 大野 修司③	久保田佳裕④ 清水 春雄④ 荻原 丈始④ 青谷 輝夫④ 古川 正二④					
合 計			総代定数 132名	総代数 126名								

(注) 1.氏名・会社名の後に就任回数を記載しております。
2.氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「****」と表示しております。

貸借対照表

(単位:千円)

貸借対照表

(単位:千円)

(資産の部)			
科	目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
現	金	7,231,555	7,126,524
預	金	90,450,955	87,660,622
買	入	—	—
コ	ー	—	—
ー	ル	—	—
ロ	ー	—	—
ン		—	—
買	現	—	—
券	先	—	—
債	勘	—	—
券	定	—	—
貸	借	—	—
取	引	—	—
支	払	—	—
保	証	—	—
金	金	20	20
銭	債	—	—
の	権	—	—
信	託	—	—
証	金	—	—
有	金	—	—
価	銭	—	—
証	の	—	—
券	信	—	—
	託	—	—
	証	—	—
	券	—	—
有	価	44,205,269	39,799,353
国	債	8,702,297	8,691,444
地	方	4,241,581	4,589,736
短	債	—	—
期	債	—	—
社	債	28,963,190	24,695,790
株	式	154,335	154,335
そ	の	2,143,865	1,668,048
の	証	—	—
証	金	160,846,130	159,747,068
出	金	—	—
割	引	1,144,183	794,869
手	形	10,497,419	10,350,923
形	付	144,567,304	143,520,113
証	書	4,637,223	5,081,160
書	貸	—	—
付	越	—	—
当	座	—	—
座	貸	—	—
外	国	—	—
国	為	—	—
為	替	—	—
替		—	—
外	他	—	—
国	店	—	—
他	預	—	—
店	け	—	—
貸		—	—
買	入	—	—
外	国	—	—
為	替	—	—
替		—	—
取	立	—	—
外	国	—	—
為	替	—	—
替		—	—
そ	の	2,356,803	2,316,908
他	資	—	—
資	産	49,871	26,015
産	為	1,507,000	1,507,000
全	信	23,051	17,370
信	組	284,411	325,580
組	連	—	—
連	出	—	—
出	資	—	—
資	金	—	—
金		—	—
前	払	—	—
払	費	—	—
費	用	—	—
用		—	—
未	収	—	—
収	収	—	—
収	益	—	—
益		—	—
先	物	—	—
物	取	—	—
取	引	—	—
引	差	—	—
差	入	—	—
入	証	—	—
証	拠	—	—
拠	金	—	—
金	勘	—	—
勘	定	—	—
定		—	—
保	管	—	—
管	有	—	—
有	価	—	—
価	証	—	—
証	券	—	—
券	等	—	—
等		—	—
金	融	—	—
融	派	—	—
派	生	—	—
生	商	—	—
商	品	—	—
品		—	—
金	融	—	—
融	商	—	—
商	品	—	—
品	等	—	—
等	差	—	—
差	入	—	—
入	担	—	—
担	保	—	—
保	金	—	—
金		—	—
リ	ー	—	—
ス	投	—	—
投	資	—	—
資	産	—	—
産		—	—
そ	の	492,469	440,942
の	資	—	—
資	産	—	—
産		—	—
有	形	3,075,910	3,205,735
形	固	—	—
固	定	—	—
定	資	—	—
資	産	—	—
産		—	—
建	物	819,813	790,096
物		1,938,269	1,9

負債及び純資産の部		
科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
預 金 積 金	284,662,723	277,422,868
当 座 預 金	3,170,358	2,812,982
普 通 預 金	151,272,474	155,464,003
貯 蓄 預 金	835,100	823,784
通 知 預 金	126,429	171,498
定 期 預 金	120,897,124	109,992,148
定 期 積 金	7,960,776	7,177,403
そ の 他 の 預 金	400,459	981,047
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	—	—
借 入 金	—	—
当 座 借 越	—	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	955,349	823,823
未 決 済 為 替 借	135,120	89,855
未 払 費 用	124,883	123,937
給 付 補 填 備 金	2,590	1,851
未 払 法 人 税 等	10,442	10,442
前 受 収 益	72,264	75,442
払 戻 未 済 金	155,252	116,037
職 員 預 り 金	197,466	191,512
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	44,122	47,583
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	213,206	167,161
賞 与 引 当 金	117,748	114,726
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	119,481	96,262
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—	—
睡眠預金払戻損失引当金	4,400	1,300
偶 発 損 失 引 当 金	165,887	137,216
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	77,600	79,706
債 務 保 証	16,112	19,565
負 債 の 部 合 計	286,119,302	278,695,467
出 資 金	22,127,661	22,011,623
普 通 出 資 金	5,877,661	5,761,623
優 先 出 資 金	16,250,000	16,250,000
そ の 他 の 出 資 金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利 益 剰 余 金	△4,297,971	△4,171,646
利 益 準 備 金	11,278	11,278
その他利益剰余金	△4,309,249	△4,182,925
特 別 積 立 金	—	—
当期末処理損失金	4,309,249	4,182,925
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	17,829,689	17,839,976
その他有価証券評価差額金	△706,634	△1,503,106
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土地再評価差額金	32,809	30,703
評価・換算差額等合計	△673,825	△1,472,402
純 資 産 の 部 合 計	17,155,864	16,367,573
負債及び純資産の部合計	303,275,166	295,063,041

注記(貸借対照表関係)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- | 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日 |
|---------------------|---|
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 1,048百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 1,159百万円 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号(固定資産税評価額)又は同条第4号(地価税の課税対象価格(路線価))に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△265百万円 |
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | 建物 | 3年～65年 |
|-----|--------|
| その他 | 2年～20年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法により償却しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- ①日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権は、正常先債権、要注意先債権(要管理先債権を除く)、要管理先債権に3分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。
- ②破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。
- ③破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。
- ④また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その減額した金額は5,533百万円であります。
- ⑤全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業路店及び本部各々が第一次資産査定を実施し、通常の業務の業務組織から独立した資産査定プロジェクトチームが第二次資産査定を行っており、その査定結果に基づいて上記引当を行っております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。
- また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出金を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当組合の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
- | 年金資産の額 | 249,416百万円 |
|----------------|------------|
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 211,033百万円 |
| 差引額 | 38,382百万円 |
- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和5年4月1日～至令和6年3月31日)
- 1.496%
- (3)補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円(及び財政上の剰余金48,278百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金60百万円を費用処理しております。
- なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため)、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
10. 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 4,858百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による対応方針検討協議会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMIに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで経営陣に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会等において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、予想変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合の経済価値は615百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	87,660	85,612	△2,047
(2) 有価証券	39,645	38,631	△1,013
満期保有目的の債券	8,697	7,683	△1,013
その他有価証券	30,947	30,947	—
(3) 貸出金(*1)	159,747		
貸倒引当金(*2)	△4,849		
	154,897	155,998	1,101
金融資産計	282,202	280,242	△1,959
(1) 預金積金(*1)	277,422	276,400	△1,022
金融負債計	277,422	276,400	△1,022

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、17.から20.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	6
非上場株式(*1)	148
全信組連出資金(*1)	1,507
組合出資金(*2)	4
合 計	1,666

(*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	100百万円	100百万円	0百万円
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地方債	100百万円	100百万円	0百万円
社 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
そ の 他	— 百万円	— 百万円	— 百万円
小 計	100百万円	100百万円	0百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	8,597百万円	7,583百万円	△1,013百万円
国 債	7,398百万円	6,446百万円	△951百万円
地方債	1,199百万円	1,137百万円	△62百万円
社 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
そ の 他	— 百万円	— 百万円	— 百万円
小 計	8,597百万円	7,583百万円	△1,013百万円
合 計	8,697百万円	7,683百万円	△1,013百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	1,020百万円	1,019百万円	0百万円
国 債	500百万円	499百万円	0百万円
地方債	120百万円	119百万円	0百万円
社 債	400百万円	400百万円	0百万円
そ の 他	323百万円	270百万円	53百万円
小 計	1,344百万円	1,290百万円	54百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	28,258百万円	29,722百万円	△1,464百万円
国 債	793百万円	902百万円	△108百万円
地方債	3,170百万円	3,407百万円	△237百万円
社 債	24,294百万円	25,413百万円	△1,118百万円
そ の 他	1,344百万円	1,437百万円	△93百万円
小 計	29,603百万円	31,160百万円	△1,557百万円
合 計	30,947百万円	32,450百万円	△1,503百万円

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

18. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売 却 価 額	売 却 益	売 却 損
801百万円	0百万円	95百万円

20. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	1 0 年 超
預け金	65,100	8,060	500	14,000
有価証券	4,120	13,100	10,100	13,000
満期保有目的の債券	—	—	3,100	5,600
国債	—	—	1,800	5,600
地方債	—	—	1,300	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	4,120	13,100	7,000	7,400
国債	500	—	100	800
地方債	1,220	700	100	1,500
社債	2,400	11,500	6,800	5,100
その他	—	900	—	—
貸出金(*)	36,349	56,589	31,492	24,485
合 計	105,570	77,749	42,092	51,485

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの(10,694百万円)、期間の定めがないもの(136百万円)は含めておりません。

21. 預金積金の有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	1 0 年 超
預金積金(*)	246,414	30,791	96	119
合 計	246,414	30,791	96	119

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資

産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,241百万円
危険債権額	8,458百万円
三月以上延滞債権額	77百万円
貸出条件緩和債権額	29百万円
合計額	10,807百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は794百万円であります。

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,899百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが28,899百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの多くは、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額 5,935百万円

26. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子機器等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 64百万円

28. 子会社等の株式又は出資金の総額 6百万円

29. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△555百万円
年金資産	515百万円
未積立退職給付債務	△40百万円
未認識過去勤務債務	— 百万円
未認識数理計算上の差異	△56百万円
前払年金費用	— 百万円
退職給付引当金	△96百万円

退職給付費用に関する事項

勤務費用	22百万円
利息費用	5百万円
期待運用収益	△17百万円
過去勤務債務の費用処理額	— 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△3百万円
厚生年金基金拠出金	60百万円
退職給付費用	68百万円

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	1.53%
期待運用収益率	3.23%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
過去勤務債務の処理年数	5年
数理計算上の差異の処理年数	5年

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,340百万円
減価償却超過額及び減損損失	722百万円
有価証券評価差額	404百万円
退職給付引当金限度超過額	25百万円
偶発損失引当金	36百万円
賞与引当金	30百万円
未収貸付金利息	5百万円
税務上の繰越欠損金(注)	5,070百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	8,650百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,070百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,579百万円
評価性引当額小計	△8,650百万円
繰延税金資産合計	— 百万円
繰延税金負債	— 百万円
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	— 百万円

繰延税金資産小計

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,070百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,579百万円
評価性引当額小計	△8,650百万円
繰延税金資産合計	— 百万円
繰延税金負債	— 百万円
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	— 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	105	131	148	197	4,487	5,070
評価性引当額	△105	△131	△148	△197	△4,487	△5,070
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

31. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 19,019百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金10,557百万円を担保として提供しております。

32. 出資1口当たりの純資産額 10円20銭

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度 (令和 5年4月 1日から 令和 6年3月31日まで)	令和6年度 (令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで)
経 常 収 益	3,582,629	3,746,925
資金運用収益	3,278,464	3,448,346
貸出金利息	2,743,489	2,835,833
預け金利息	177,151	245,090
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	308,593	318,182
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	49,229	49,239
役務取引等収益	254,152	254,838
受入為替手数料	87,019	85,752
その他の役務収益	167,133	169,085
その他業務収益	31,497	14,057
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	31,497	14,057
その他経常収益	18,514	29,682
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	338	120
株式等売却益	18,061	3
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	114	29,559
経 常 費 用	3,160,259	3,648,681
資金調達費用	13,125	136,258
預金利息	13,829	134,387
給付補填備金繰入額	860	922
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	△2,579	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	1,014	947
役務取引等費用	256,220	259,858
支払為替手数料	33,098	33,708
その他の役務費用	223,121	226,150
その他業務費用	16,824	96,284
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	16,769	95,571
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	54	713
経 費	2,562,517	2,526,864
人件費	1,430,703	1,386,694
物件費	975,637	1,016,940
税金	156,175	123,230
その他経常費用	311,572	629,415
貸倒引当金繰入額	38,466	90,406
貸出金償却	139,727	478,607
株式等売却損	891	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	92	—
その他の経常費用	132,394	60,401
経 常 利 益	422,370	98,244

科 目	令和5年度 (令和 5年4月 1日から 令和 6年3月31日まで)	令和6年度 (令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで)
特 別 利 益	7,499	73,004
固定資産処分益	7,499	73,004
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	4,004	37,477
固定資産処分損	2,237	33,643
減 損 損 失	1,767	834
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	425,865	136,770
法人税、住民税及び事業税	10,444	10,446
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	10,444	10,446
当期純利益	415,420	126,324
繰越金(当期首残高)	△4,724,670	△4,309,249
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処理損失金	4,309,249	4,182,925

注記(損益計算書関係)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 3百万円
- 子会社等との取引による費用総額 69百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 10円74銭
- 当期において、以下の「有形固定資産」について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な用途	種類	建物	土地	その他の 有形固定資産
高崎市内	遊休資産	土地	—	0	—
太田市内	遊休資産	土地	—	0	—
吾妻郡内	遊休資産	土地	—	—	0
利根郡内	遊休資産	土地	—	—	0

上記遊休資産は、継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(0百万円)として特別損失に計上しております。

当組合の営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行なっていることから原則として支店単位でグルーピングしております。遊休資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから各資産単位でグルーピングしております。また、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値と正味売却価額の何れか高い方の金額であり、使用価値は将来キャッシュ・フローを0.17%で割り引いて算出し、正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等に基づいて算出しております。

損失金処理計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処理損失金	4,309,249	4,182,925
積立金取崩額	—	—
剰余金処分別	—	—
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	—	—
	(年—%の割合)	(年—%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(年—%の割合)	(年—%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(一円につき一円の割合)	(一円につき一円の割合)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	△4,309,249	△4,182,925

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	1,430,703	1,386,694
報酬給料手当	1,042,329	1,038,293
退職給付費用	104,755	68,624
その他	283,619	279,776
物 件 費	975,637	1,016,940
事務費	532,950	552,107
固定資産費	168,452	158,858
事業費	58,086	61,912
人事厚生費	33,271	30,067
有形固定資産償却	121,479	154,378
無形固定資産償却	17,482	16,768
その他	43,915	42,847
税金	156,175	123,230
経費合計	2,562,517	2,526,864

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	3,278,464	3,448,346
資金調達費用	13,125	136,258
資金運用収支	3,265,339	3,312,088
役務取引等収益	254,152	254,838
役務取引等費用	256,220	259,858
役務取引等収支	△2,068	△5,020
その他業務収益	31,497	14,057
その他業務費用	16,824	96,284
その他の業務収支	14,673	△82,226
業務粗利益	3,277,945	3,224,841
業務粗利益率	1.04 %	1.07 %
業務純益	757,048	668,709
実質業務純益	715,428	697,976
コア業務純益	732,198	793,547
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	732,198	793,547

(注) 1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度一千円、令和6年度一千円)を控除して表示しております。

- 2.業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
- 3.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
- 4.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
- 5.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	254,152	254,838
受入為替手数料	87,019	85,752
その他の受入手数料	164,136	165,703
その他の役務取引等収益	2,997	3,382
役務取引等費用	256,220	259,858
支払為替手数料	33,098	33,708
その他の支払手数料	199,594	203,631
その他の役務取引等費用	23,527	22,519

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	△9,054	169,882
支払利息の増減	12,569	123,133

経理・経営内容

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	17,829	17,839
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,127	22,011
うち、利益剰余金の額	△4,297	△4,171
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	493	522
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	493	522
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,322	18,362
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	41	33
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	41	33
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	41	33
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	18,281	18,329
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	141,542	127,429
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,646	5,785
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	148,189	133,214
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	12.33%	13.75%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	3,718,171	3,578,179	3,614,834	3,582,629	3,746,925
経 常 利 益	130,038	△3,282,000	278,728	422,370	98,244
当 期 純 利 益	99,755	△5,599,618	261,914	415,420	126,324
預 金 積 金 残 高	303,804,272	299,791,431	292,799,491	284,662,723	277,422,868
貸 出 金 残 高	171,017,014	166,920,753	163,640,802	160,846,130	159,747,068
有 価 証 券 残 高	43,193,234	42,972,725	43,397,807	44,205,269	39,799,353
総 資 産 額	342,486,683	332,225,764	321,995,120	303,275,166	295,063,041
純 資 産 額	23,646,167	17,691,434	17,054,731	17,155,864	16,367,573
自己資本比率(単体)	15.03 %	12.02 %	12.05 %	12.33 %	13.75 %
出 資 総 額	22,653,337	22,506,284	22,282,913	22,127,661	22,011,623
出 資 総 口 数	18,206,674 □	17,912,568 □	17,465,826 □	17,155,322 □	16,923,247 □
出資に対する配当金	56,392	—	—	—	—
職 員 数	257 人	250 人	244 人	239 人	231 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	312,609 百万円	3,278,464 千円	1.04 %
	令和6年度	300,795	3,448,346	1.14
	う ち 令和5年度	161,662	2,743,489	1.69
	う ち 令和6年度	159,088	2,835,833	1.78
	う ち 令和5年度	104,756	177,151	0.16
	う ち 令和6年度	96,816	245,090	0.25
	う ち 令和5年度	44,678	308,593	0.69
	う ち 令和6年度	43,377	318,182	0.73
資 金 調 達 勘 定	令和5年度	299,415	13,125	0.00
	令和6年度	287,661	136,258	0.04
	う ち 令和5年度	296,488	14,690	0.00
	う ち 令和6年度	287,471	135,310	0.04
	う ち 令和5年度	—	—	—
	う ち 令和6年度	—	—	—
	う ち 譲渡性預金 令和5年度	—	—	—
	う ち 譲渡性預金 令和6年度	—	—	—
借 用 金	令和5年度	2,724	△2,579	△0.09
	令和6年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度2百万円、令和5年度2百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度一百万円、令和5年度一百万円)及び利息(令和6年度一十円、令和5年度一十円)を、それぞれ控除して表示しております。

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.13	0.03
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.13	0.04

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.04	1.14
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.86	0.92
総 資 金 利 鞘 (a-b)	0.18	0.22

(注) 1. 資金運用利回= $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率= $\frac{\text{資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	603	604	1	—	—	—
	地 方 債	199	201	1	100	100	0
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計	803	805	2	100	100	0
	国 債	5,001	4,639	△361	7,398	6,446	△951
	地 方 債	400	397	△2	1,199	1,137	△62
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
合 計	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	5,401	5,037	△ 364	8,597	7,583	△1,013
合 計		6,204	5,842	△ 361	8,697	7,683	△1,013

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	7,797	7,724	73	1,020	1,019	0
	国債	1,509	1,499	9	500	499	0
	地方債	2,249	2,220	28	120	119	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,039	4,004	34	400	400	0
	その他の	683	602	80	323	270	53
	小計	8,481	8,326	154	1,344	1,290	54
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	27,904	28,719	△814	28,258	29,722	△1,464
	国債	1,588	1,699	△111	793	902	△108
	地方債	1,392	1,507	△114	3,170	3,407	△237
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	24,923	25,512	△588	24,294	25,413	△1,118
	その他の	1,460	1,506	△46	1,344	1,437	△93
	小計	29,365	30,226	△860	29,603	31,160	△1,557
合 計		37,846	38,553	△706	30,947	32,450	△1,503

(注) 1.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	6	6
関連法人等株式	—	—
非上場株式	148	148
全信組連出資金	1,507	1,507
組合出資金	4	4
合 計	1,666	1,666

(注) 1.子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2.組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	31	14
その他業務収益合計	31	14

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
預 貸 率 (期 末)	56.50	57.58
(期中平均)	54.52	55.34
預 証 率 (期 末)	15.52	14.34
(期中平均)	15.06	15.08

(注) 1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1店舗当りの預金残高	7,907	7,926
1店舗当りの貸出金残高	4,467	4,564

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
役職員1人当りの預金残高	1,166	1,175
役職員1人当りの貸出金残高	659	676

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	160,915	54.2	162,895	56.7
定 期 性 預 金	135,572	45.7	124,575	43.3
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	296,488	100.0	287,471	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	235,393	82.6	227,698	82.0
法 人	49,269	17.3	49,724	17.9
一 般 法 人	45,283	15.9	46,790	16.8
金 融 機 関	0	0.0	1	0.0
公 金	3,984	1.3	2,932	1.0
合 計	284,662	100.0	277,422	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
固 定 金 利 定 期 預 金	115,331	105,004
変 動 金 利 定 期 預 金	54	49
そ の 他 の 定 期 預 金	5,511	4,938
合 計	120,897	109,992

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
財 形 貯 蓄 残 高	112	105

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	11,134	6.8	10,398	6.5
証 書 貸 付	145,795	90.1	143,480	90.1
当 座 貸 越	3,673	2.2	4,259	2.6
割 引 手 形	1,058	0.6	950	0.5
合 計	161,662	100.0	159,088	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	8,057	18.0	8,838	20.3
地 方 債	4,165	9.3	4,579	10.5
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	29,721	66.5	27,885	64.2
株 式	154	0.3	154	0.3
そ の 他 の 証 券	2,580	5.7	1,920	4.4
合 計	44,678	100.0	43,377	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	令和5年度	903	502	—	7,297	8,702
	令和6年度	500	—	1,890	6,300	8,691
地 方 債	令和5年度	200	1,226	1,422	1,392	4,241
	令和6年度	1,219	696	1,397	1,276	4,589
短期社債	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
社 債	令和5年度	4,298	9,265	9,995	5,403	28,963
	令和6年度	2,398	11,152	6,370	4,774	24,695
株 式	令和5年度	—	—	—	154	154
	令和6年度	—	—	—	154	154
外国証券	令和5年度	498	797	—	—	1,295
	令和6年度	—	893	—	—	893
その他の 証 券	令和5年度	—	—	—	847	847
	令和6年度	—	—	—	774	774
合 計	令和5年度	5,900	11,790	11,417	14,093	44,205
	令和6年度	4,117	12,742	9,658	12,351	39,799

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和5年度	1,749	1.0
	令和6年度	1,556	0.9
有 価 証 券	令和5年度	—	—
	令和6年度	—	—
動 産	令和5年度	2,717	1.6
	令和6年度	2,387	1.4
不 動 産	令和5年度	52,007	32.3
	令和6年度	55,129	34.5
そ の 他	令和5年度	126	0.0
	令和6年度	126	0.0
小 計	令和5年度	56,600	35.1
	令和6年度	59,200	37.0
信用保証協会・信用保険	令和5年度	26,810	16.6
	令和6年度	24,079	15.0
保 証	令和5年度	46,357	28.8
	令和6年度	43,543	27.2
信 用	令和5年度	31,077	19.3
	令和6年度	32,924	20.6
合 計	令和5年度	160,846	100.0
	令和6年度	159,747	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
固 定 金 利 貸 出	68,022	63,368
変 動 金 利 貸 出	92,823	96,378
合 計	160,846	159,747

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	5,042	24.5	5,233	26.6
住 宅 ロ ー ン	15,496	75.4	14,427	73.3
合 計	20,539	100.0	19,661	100.0

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	23,050	14.3	22,372	14.0
農 業、林 業	900	0.5	872	0.5
漁 業	8	0.0	7	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	823	0.5	808	0.5
建 設 業	20,727	12.8	21,049	13.1
電気、ガス、熱供給、水道業	2,743	1.7	3,415	2.1
情 報 通 信 業	243	0.1	230	0.1
運 輸 業、郵 便 業	5,433	3.3	5,166	3.2
卸 売 業、小 売 業	11,803	7.3	12,081	7.5
金 融 業、保 険 業	8	0.0	6	0.0
不 動 産 業	17,238	10.7	22,713	14.2
物 品 賃 貸 業	1,167	0.7	1,430	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	974	0.6	1,079	0.6
宿 泊 業	9,571	5.9	9,554	5.9
飲 食 業	2,652	1.6	2,465	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	6,015	3.7	6,096	3.8
教育、学習支援業	229	0.1	192	0.1
医 療、福 祉	1,799	1.1	1,887	1.1
その他のサービス	9,270	5.7	8,996	5.6
そ の 他 の 産 業	1,247	0.7	2,220	1.3
小 計	115,908	72.0	122,647	76.7
国・地方公共団体等	18,724	11.6	16,682	10.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	26,213	16.2	20,416	12.7
合 計	160,846	100.0	159,747	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	98,119	61.0	94,731	59.3
設 備 資 金	62,726	38.9	65,016	40.6
合 計	160,846	100.0	159,747	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	139	478

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	493	△41	552	29
個 別 貸 倒 引 当 金	4,471	△204	4,335	△135
貸 倒 引 当 金 合 計	4,964	△245	4,887	△106

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和5年度	2,522	1,850	672	100.00	100.00
	令和6年度	2,241	1,619	621	100.00	100.00
危 険 債 権	令和5年度	9,646	5,195	2,911	84.04	65.41
	令和6年度	8,458	4,409	2,825	85.53	69.78
要 管 理 債 権	令和5年度	63	53	6	94.97	67.38
	令和6年度	107	56	8	60.53	16.37
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	35	3	100.00	100.00
		令和6年度	77	6	57.52	15.39
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	28	2	75.69	29.94
		令和6年度	29	2	68.46	19.68
小 計	令和5年度	12,232	7,100	3,590	87.39	69.95
	令和6年度	10,807	6,086	3,455	88.28	73.19
正 常 債 権	令和5年度	148,774				
	令和6年度	149,095				
合 計	令和5年度	161,007				
	令和6年度	159,903				

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
10.金額は決算後(償却後)の計数です。

法令遵守の体制

●法令遵守体制

・コンプライアンスに対する基本方針

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令をはじめ当組合内の諸規則・諸規程、社会的規範および一般的に求められるルールの遵守や役職員のモラル向上に努めることです。当組合は、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、法令等遵守を経営の最重要課題として捉え、高い倫理観を常に念頭において、良識ある行動をとるためにコンプライアンスの実践に取り組むことを基本方針としております。

・法令遵守の体制

当組合では「法令等遵守方針」に基づく「法令等遵守規程」を制定するとともに、役職員の行動基準として「行動綱領」を定め、良識ある判断や行動の指針としています。

また、コンプライアンスを組織的に推進するため、常勤理事・外部有識者（顧問弁護士）等で構成するコンプライアンス委員会を設置し、常勤理事会の諮問機関として位置付け、コンプライアンスに関する総合的な取組みの検討・審議を行っております。さらに法令等遵守及び顧客保護等管理に関する統括部署としてリスク統括部を設置し、本部各部署と連携して組合全体のコンプライアンスの普及を図るとともに、本部各部署及び各営業店にコンプライアンスオフィサーを配置し、コンプライアンスの徹底を図る体制としております。

なお、コンプライアンスを実現するための具体的な計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づき実践するほか、コンプライアンス意識の高揚を図るための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全店に備え置かせております。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会で定められた報酬限度額
理 事	37	96
監 事	8	18
合 計	45	114

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事10名、監事3名です(期中に退任した者を含む)。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等を言います。

3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「職員退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに群馬県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただきますことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口:ぐんまみらい信用組合お客様相談室】

受 付 日: 月曜日～金曜日(祝日および金融機関の休日を除く)

受付時間: 午前9時～午後5時

電 話: 0120-219-190(フリーダイヤル)

なお、苦情等対応の手続きについては、店頭へ掲示しているポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.skibank.co.jp/gunmamirai/>

●紛争解決措置

群馬弁護士会 紛争解決センター(電話:027-234-9321)

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合お客様相談室または、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、紛争解決センター等へ申し出ることも可能です。なお、前記弁護士会の紛争解決センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

紛争解決センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 群馬県信用組合協会 群馬地区しんくみ苦情等相談所】

受 付 日: 月曜日～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く)

受付時間: 午前9時～午後5時

電 話: 027-232-3120

所 在 地: 〒371-0026 群馬県前橋市大手町3丁目3-1

群馬県中小企業会館

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日: 月曜日～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く)

受付時間: 午前9時～午後5時

電 話: 03-3567-2456

経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

普通出資	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:5,761百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合(旧 かみつけ信用組合) ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:2,000百万円 2,000百万円のうち、1,000百万円は優先出資、1,000百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,000百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率:1.000% 見直し年度における4月1日の2営業日前の5年物TONAスワップレート+調整レート(0.059%)+0.7%(午前10時現在)を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合(旧 かみつけ信用組合) ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:3,500百万円 3,500百万円のうち、1,750百万円は優先出資、1,750百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,750百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率:1.200% 見直し年度における4月1日の2営業日前の5年物TONAスワップレート+調整レート(0.059%)+0.7%(午前10時現在)を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合(旧 東群馬信用組合) ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:2,000百万円 2,000百万円のうち、1,000百万円は優先出資、1,000百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の1,000百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率:0.900% 見直し年度における4月1日の2営業日前の5年物TONAスワップレート+調整レート(0.059%)+0.7%(午前10時現在)を基準とし、5年ごとに見直す。
	① 発行主体:ぐんまみらい信用組合 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:25,000百万円 25,000百万円のうち、12,500百万円は優先出資、12,500百万円は資本準備金に計上しております。なお、資本準備金の12,500百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。 ③ 配当率:1.32545% 見直し年度における4月1日の12ヶ月Tiborレート+1.03%を基準とし、毎年見直す。

(注)当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営強化計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは与信先の業況悪化等に伴い貸出金の返済などが契約通りに行われず損失を被るリスク又は、資産の価値が減少・消滅して損失を被るリスクです。与信集中を是正し与信ポートフォリオ管理や個別与信における厳正な審査に基づく与信管理を行い、リスクの所在や規模等を適切に把握し資産の健全性に務めております。
管 理 体 制	融資は小口多数主義を基本とし、融資審査に当たっては、お客様の実態把握、資金使途、資金効果、成長等の総合的判断に加え、キャッシュフロー重視の審査を実施しております。また、大口案件については、業種別審査担当、常勤理事と審査委員による「理事長案件審査会」にて、審査・協議を行い、組織だった管理体制の強化を図っております。
評 価 ・ 計 測	個別信用リスクを検討する場として、常勤理事及び関係部で構成する「対応方針協議会」を設置しております。「対応方針検討協議会」では与信先への個別対応方針を協議・決定しております。また、信用リスクの状況を定期的に常勤理事会、理事会へ報告しております。
■貸倒引当金の計算基準 信用コストである貸倒引当金は、「償却・引当」計上の基準書に基づき、資産自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については、資産自己査定結果に基づく正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、債務者区分ごとに算定された過去の貸倒実績率に基づき、将来発生が見込まれる損失率(予想損失率)を求め、各々の債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を計上しています。 個別貸倒引当金のうち破綻懸念先に対する債権については、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を計上しています。また、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、原則として債権不保全額を直接償却・部分直接償却もしくは、個別貸倒引当金に計上しています。 尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。	
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 株式会社日本格付研究所	
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 該当事項なし	
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 信用リスク削減手法の定義を「適格金融資産担保(自組合預金積金)」及び保証(住宅金融支援機構の住宅融資保険、地公体保証)のみ採用し、保守的な算出を行っております。	
■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 該当事項なし	

●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。なお、当組合は証券化取引を行っておりません。
管 理 体 制	該当事項なし
評 価 ・ 計 測	該当事項なし
■再証券化エクスポージャーの有無	
■「証券化取引における格付の利用に関する基準」に規定する体制・運用状況／信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針／証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称／証券化取引に関する会計方針／証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	
該当事項なし	

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	オペレーショナルリスクとは、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク以外の業務に関する幅広いリスクを意味します。主に事務リスクとシステムリスクがあります。事務リスクとは、事務処理プロセスにおける事務ミスにより事故やトラブルが発生して損失を被るリスクであり、システムリスクとはコンピューターシステムのダウンまたは、誤作動等の障害に伴い損失を被るリスクです。
管 理 体 制	当組合では、本部所管部署による営業店事務担当者や検印者等を対象とした研修の実施、営業店臨店による事務指導を行うことで、職員の事務処理能力の向上に努め、事務管理体制の強化を進めています。また、被監査部門から独立した監査室による定例検査を年1回以上実施すると共に、この指摘事項に対する改善指導を各所管部署が実施しています。その他、営業店においては毎月自店検査を実施することで、日常業務において、常に相互牽制が働く体制の構築と不正および事務事故の発生防止に努めています。 コンピュータシステム障害の未然防止については、信用組合業界の共同センターであるSKCセンターと協調し、万全を期すことにより、セキュリティ要求水準に応じた明確なリスク軽減策を講ずるよう努めています。また、定期的にSKCセンターによる全国的なオンラインシステム障害を想定した被災訓練に当組合も参加し、バックアップシステムへの切替えが正常に行われることを確認しており、オンラインシステムの安定稼働が実証されています。さらに、年1回、監査法人によるシステム監査を受けて、実効性のあるシステム検証を行なっています。
評 価 ・ 計 測	業務指標 (BI) に掛目を乗じて求めた値に、損失実績部分 (ILM) を乗じてオペレーショナル・リスク相当額として計測し管理しています。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
標準的計測手法	

●出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。
管 理 体 制	当組合が定める「余資運用規程」、「市場関連リスク管理規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施し、常勤理事会や理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
評 価 ・ 計 測	時価の変動を月次で把握し、時価のないものについては実質価格を測定して管理しています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって資産・負債の価値が変動し、期間損益に影響を与えるリスクです。定期的に金利リスクを計測し、リスクのコントロールに努めております。
管 理 体 制	ALMを用いて、ギャップ分析等を行っています。また、有価証券の金利リスクについて、100BPV、VaRなどの計測を行い、経営陣に報告・管理する体制をとっています。
評 価 ・ 計 測	100BPVは、金融商品について1%イールドカーブが上昇した場合の保有ポジションの評価損益の変動額です。VaRは、保有ポジションが1年間に被りえる最大損失額を過去の実績から統計的手法により算出した推定値であり、過去5年間の実績から算出しています。
■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	
保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を計測しています。コア預金について、過去5年間の要求払い預金残高を月末で把握して、過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いたもの、現残高の50%相当額のうち最小の額を5年以内に平均2.5年になるように配分しました。	

経営内容

資料編

リスク管理体制

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項… P.13をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	141,542	5,661	127,429	5,097
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	141,542	5,661	127,429	5,097
(i) ソブリン向け	1,488	59	232	9
(ii) 金融機関向け	18,638	745	19,221	768
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			20	0
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	59,488	2,379	41,635	1,665
(v) 中小企業等・個人向け	28,066	1,122		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			26,174	1,046
トランザクター向け			88	3
(vii) 抵当権付住宅ローン	3,465	138		
(viii) 不動産取得等事業向け	16,373	654		
(ix) 不動産関連向け			20,477	819
自己居住用不動産等向け			3,783	151
賃貸用不動産向け			13,649	545
事業用不動産関連向け			2,930	117
その他不動産関連向け			114	4
ADC 向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			1,202	48
(xi) 三月以上延滞等	1,730	69		
(xii) 延滞等向け			4,846	193
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			86	3
(xiv) 取立未済手形	—	—	5	0
(xv) 信用保証協会等による保証付	—	—	1,042	41
(xvi) 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
(xvii) 出資等	5	0		
出資等のエクスポージャー	5	0		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xviii) 株式等			159	6
(xix) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xx) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	7,263	290
(xxi) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	1,507	60
(xxii) その他	12,286	491	3,573	142
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額をパーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	6,646	265	5,785	231
BI			3,856	
BIC			462	
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	148,189	5,927	133,214	5,328

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(xxii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポー ジャー	延滞 エク スポー ジャー
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国	内	307,643	300,521	160,862	159,766	42,648	39,440	—	—	2,741	10,839
国	外	1,302	902	—	—	1,300	900	—	—	—	—
地 域 別 合 計		308,946	301,424	160,862	159,766	43,948	40,340	—	—	2,741	10,839
製 造 業		30,569	29,176	23,248	22,555	7,300	6,599	—	—	313	3,629
農 業 、 林 業		1,116	1,051	1,115	1,050	—	—	—	—	2	2
漁 業		8	7	8	7	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		825	810	825	810	—	—	—	—	—	—
建 設 業		22,749	22,745	21,832	22,127	900	600	—	—	905	1,220
電気、ガス、熱供給、水道業		3,735	4,588	2,813	3,666	900	900	—	—	0	4
情 報 通 信 業		754	741	243	230	500	500	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		6,878	6,605	5,473	5,201	1,400	1,400	—	—	261	997
卸 売 業 、 小 売 業		12,702	12,748	12,195	12,439	500	300	—	—	197	789
金 融 業 、 保 険 業		98,079	93,830	40	34	7,299	5,800	—	—	—	—
不 動 産 業		26,300	31,348	17,434	23,083	8,099	7,499	—	—	292	864
物 品 賃 貸 業		1,167	1,431	1,167	1,430	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,559	1,653	1,158	1,251	400	400	—	—	17	51
宿 泊 業		9,577	9,559	9,571	9,554	—	—	—	—	271	1,723
飲 食 業		2,976	2,827	2,974	2,825	—	—	—	—	142	468
生活関連サービス業、娯楽業		6,734	6,793	6,527	6,588	200	200	—	—	17	489
教 育 、 学 習 支 援 業		230	192	229	192	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		1,801	1,889	1,799	1,887	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		9,905	9,672	9,897	9,654	—	—	—	—	50	214
そ の 他 の 産 業		1,248	2,220	1,247	2,220	—	—	—	—	1	—
国・地方公共団体等		35,211	32,859	18,724	16,682	16,447	16,140	—	—	—	—
個 人		22,376	16,298	22,334	16,269	—	—	—	—	265	383
そ の 他		12,436	12,370	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		308,946	301,424	160,862	159,766	43,948	40,340	—	—	2,741	10,839
1 年 以 下		105,761	93,716	24,449	23,886	5,899	4,620	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		16,546	20,182	10,993	11,337	4,923	2,801	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		25,523	30,825	18,580	18,638	6,900	10,101	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		35,644	30,153	25,415	23,529	9,700	6,600	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		26,177	31,616	24,146	27,780	1,999	3,301	—	—		
10 年 以 上		83,509	79,582	54,901	52,586	14,524	12,916	—	—		
期間の定めのないもの		3,346	2,976	2,374	2,006	—	—	—	—		
そ の 他		12,436	12,370	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		308,946	301,424	160,862	159,766	43,948	40,340	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.17の「貸倒引当金の内訳」をご参照ください。

経 営 内 容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	1,914	1,907	1,907	1,909	64	104	1,850	1,802	1,907	1,909	43	220
農 業 、 林 業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	4	13
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	—
建 設 業	399	328	328	285	14	16	384	311	328	285	24	176
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	462	301	301	296	137	5	325	296	301	296	4	8
卸 売 業 、 小 売 業	92	109	109	113	0	9	92	100	109	113	△1	46
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	245	153	153	219	54	34	191	118	153	219	△13	△7
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	17	17	17	7	11	—	6	17	17	7	25	15
宿 泊 業	875	890	890	893	—	—	875	890	890	893	3	△0
飲 食 業	110	149	149	134	0	0	109	149	149	134	△6	0
生活関連サービス業、娯楽業	327	324	324	377	1	—	325	324	324	377	52	7
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	72	71	71	52	—	16	72	55	71	52	△0	16
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	149	208	208	38	0	8	148	200	208	38	3	△18
そ の 他	6	5	5	6	—	—	6	5	5	6	—	—
合 計	4,675	4,471	4,471	4,335	284	196	4,391	4,274	4,471	4,335	139	478

(注) 1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	7,126	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,811	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	23,137	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,406	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	399	—	—	208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	78,096	—	10,246	—	—	—	—	—	—	152	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	10,213	—	—	—	—	—	—	—	—	8,708	—	35,674	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	134	929	—	—	—	—	—	—	197	4,398	—	—	30,251	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	197	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	8,045	412	2,129	26	1,187	16	530	3,460	471	2,950	2,043	2,250	—	484
自己居住用不動産等向け	—	—	8,045	412	792	26	—	16	530	—	471	—	1,762	183	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	1,336	—	1,187	—	—	3,460	—	2,759	—	2,066	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	280	—	—	484
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	190	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	14	27	—	—	—	—	—	—	—	854	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	11,513	10,421	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	50,989	12,479	9,098	88,956	2,129	10,272	1,187	16	530	3,658	5,724	2,950	10,903	32,501	35,674	484

経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,126
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,811
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,137
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,406
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	608
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	301	—	—	—	88,795
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	3,957	200	—	—	—	—	807	—	—	—	—	—	—	—	—	59,561
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	998	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,910
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	197
不動産関連向け	—	7,549	2,088	94	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,742
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,241
賃貸用不動産向け	—	7,549	—	94	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,456
事業用不動産関連向け	—	—	2,088	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,854
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	190
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	1,202	—	—	—	—	—	—	—	—	1,202
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,251	—	—	2,106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,255
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	162
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,935
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	159	—	—	—	—	—	—	—	—	159
合 計	6,275	7,750	2,088	2,201	—	—	2,169	—	—	—	—	301	—	—	—	288,345

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	7,126	—	7,126	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,811	—	8,811	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	23,137	—	23,137	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	501	—	501	—	50	10%
我が国の政府関係機関向け	1,406	—	1,406	—	140	10%
地方三公社向け	608	—	608	—	41	7%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	88,795	—	88,795	—	19,221	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	100	—	100	—	20	20%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	0%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	59,822	2,102	59,344	217	41,635	70%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	0%
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,257	26,744	36,279	631	26,174	71%
トランザクター向け	—	2,300	—	197	88	45%
不動産関連向け	33,742	—	33,742	—	20,477	61%
自己居住用不動産等向け	12,241	—	12,241	—	3,783	31%
賃貸用不動産向け	18,456	—	18,456	—	13,649	74%
事業用不動産関連向け	2,854	—	2,854	—	2,930	103%
その他不動産関連向け	190	—	190	—	114	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	0%
劣後債権及びその他資本性証券等	1,202	—	1,202	—	1,202	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,261	50	4,249	6	4,846	114%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	162	—	162	—	86	53%
取立未済手形	26	—	26	—	5	20%
信用保証協会等による保証付	21,933	21	21,933	2	1,042	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	0%
株式等	159	—	159	—	159	100%
合 計					115,078	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	54,668
10%	—	14,697
20%	5,306	90,895
35%	—	9,901
50%	11,312	4,565
75%	—	34,712
100%	1,103	73,192
150%	—	901
250%	—	3,105
1,250%	—	—
合 計	17,723	286,641

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	176,588	20,544	0.010	175,130
40%～70%	23,464	3,027	10.000	23,767
75%	32,598	1,121	10.020	32,701
80%	—	—	—	—
85%	35,467	1,918	10.814	35,674
90%～100%	8,702	2,278	10.000	8,929
105%～130%	9,638	—	—	9,638
150%	2,498	28	16.136	2,502
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	288,957	28,919	2.964	288,345

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,685	1,468	5,027	12,944	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

●投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	1,673	1,673	1,673	1,673
合 計	1,673	1,673	1,673	1,673

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	△706	△1,503

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,526	4,402	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	543	—
3	スティープ化	3,690	4,448		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,690	4,448	543	—
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		18,329		18,281	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
地 方 債	—	—

(注) 政府保証債は取り扱っておりません。

公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
国 債	38	89

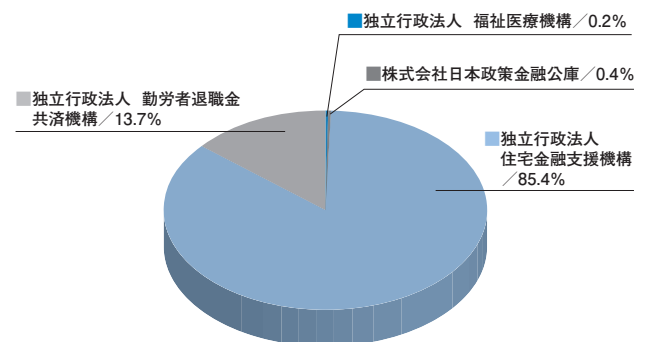
その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	7	3
独立行政法人住宅金融支援機構	779	641
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	103	103
独立行政法人 福祉医療機構	2	1
そ の 他	—	—
合 計	893	750

令和6年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第13期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月24日
ぐんまみらい信用組合
理事長 八高 武

トピックス

令和6年11月14日 「個別経営相談会」開催
令和6年12月18日 小口決済サービス 「ことら送金」利用開始
令和7年 1月20日 「群馬県内地域金融機関における相続手続きの共通化」開始
令和7年 3月 7日 「中小企業経営者のための事業継承セミナー」開催
令和7年 5月 7日 「群馬町支店・箕郷支店・沖支店・倉淵支店」新築移転オープン

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「損失金処理計算書」につきましては、会計監査人である「翠星監査法人」の監査を受けております。

手数料一覧

(令和7年4月1日現在)

為 替 関 係						組 合 員	非組合員	
振込手数料	窓 口	窓口扱い		当組合宛(自店宛振込含む)		440円	660円	
				他行宛		770円	990円	
		障がい者窓口扱い		当組合宛(自店宛振込含む)		220円	330円	
				他行宛		550円	660円	
		給与振込	当組合制定帳票扱い		当組合宛(自店宛振込含む)		無料	無料
					他行宛		110円	330円
			当組合制定帳票以外扱い		当組合宛(自店宛振込含む)		110円	110円
					他行宛		220円	440円
			FD顧客作成データ交換		当組合宛(自店宛振込含む)		無料	無料
					他行宛		110円	330円
	総合振込	当組合制定帳票扱い		当組合宛(自店宛振込含む)		440円	660円	
				他行宛		770円	990円	
		当組合制定帳票外扱い		当組合宛(自店宛振込含む)		550円	770円	
				他行宛		880円	1,100円	
		FD顧客作成データ交換		当組合宛(自店宛振込含む)		220円	220円	
				他行宛		550円	550円	
	A T M	キャッシュカード扱い		当組合宛(自店宛振込含む)		220円	330円	
				他行宛		550円	660円	
		現金扱い		当組合宛(自店宛振込含む)		330円	330円	
				他行宛		660円	660円	
	インターネットバンキング (法人向け・個人向け) ※法人向けインターネットバン キングのご利用は組合員の みとなります		本支店	自店宛	5万円未満	無料	無料	
					5万円以上	無料	無料	
他店宛				5万円未満	無料	110円		
				5万円以上	無料	220円		
他行宛			5万円未満	220円	330円			
			5万円以上	440円	550円			
	給与振込	無料	—					
送金手数料		本支店				550円	660円	
		他行(送金小切手)				770円	880円	
代金取立 手数料		同一支店内(店舗内店舗と母店の取立については、 同一支店内と同様に無料)				無料	無料	
		電子交換				550円	550円	
		個別取立(電子交換所不参加金融機関への取立等、郵送 にて取立を行う場合)				1,100円	1,100円	
その他の 手数料		振込・送金の組戻・訂正料				880円	880円	
		不渡手形返却料				880円	880円	
		取立手形組戻料				880円	880円	
		取立手形店頭呈示料 (但し、880円を超える場合は実費とします)				880円	880円	

諸 手 数 料		
株式(出資)保管証明	取扱金額につき (別途消費税が必要となります)	1,000分の2.5円
株式申込受付票	用紙1枚につき	5円
保護預り(年額)	1件毎	3,300円
代金口座振替会計システム	預金口座振替依頼書・明細書 1冊	220円
	預金口座振替請求合計表 1冊	330円

付 随 業 務			組 合 員	非組 合 員
代金回収(口座振替)	請求 1 件につき		66円～220円	
G-NETおよびMT交換				
個人向けインターネット バンキング	基本手数料(月額)		無料	無料
法人向けインターネット バンキング	基本手数料(月額)	照会振込振替サービス	1,100円	—
		総合サービス	3,300円	—
アンサーサービス	基本手数料(月額)		3,300円	3,300円

夜 間 金 庫		
夜間金庫利用手数料 (取扱店舗のみ)	基本料金(月額)	
	紛失破損	入金袋
		投入口鍵
		実費

貸 金 庫		
貸金庫使用料(年額)	小型	5,500円
	中型	6,600円
	大型	7,700円
	金庫扉鍵・カード(紛失・破損)	
		実費

両 替 関 係				
円貨両替手数料 (金種指定払戻含む)	1～ 50枚	51～ 500枚	501～ 1,000枚	1,001枚以上
	無料	550円	1,100円	1,100円+500枚毎に550円加算
硬貨入金手数料	1～ 50枚	51～ 500枚	501～ 1,000枚	1,001枚以上
	無料	550円	1,100円	1,100円+500枚毎に550円加算

- 注1. 預金の払戻し時(流動性払戻しおよび定期解約時)の金種指定も円貨両替手数料の対象となります。
- 注2. 一日に複数回に分けてご入金いただく場合は硬貨枚数を合算して手数料をいただきます。
※硬貨による振込、公共料金の支払い等も硬貨入金手数料の対象となります。
- 注3. 硬貨の枚数を計測した時点で手数料が確定しますので、ご入金を取りやめる場合も手数料をいただきます。

ATM手数料(当組合のATMをご利用の場合)					
	ご利用時間帯(※)	当組合カード	県内信用組合・ 群馬銀行カード	他提携金融機関 カード	キャッシング (クレジット)
平日	8:00～ 8:45	無料	110円	220円	110円
	8:45～18:00	無料	無料	110円	無料
	上記以外の時間帯	無料	110円	220円	110円
土曜日	9:00～14:00	無料	110円	110円	無料
	14:00～17:00	無料	110円	220円	110円
	上記以外の時間帯	無料	—	—	—
日曜日 祝 日	9:00～17:00	110円	110円	220円	110円
	上記以外の時間帯	110円	—	—	—

※ご利用ATMによりお取扱い時間帯が異なります。

発行・各種証明書		
当座小切手帳	50枚綴り	5,500円
約束手形帳	50枚綴り	5,500円
マル専手形用紙	1枚につき	550円
専用当座口座開設	割賦販売通知書1枚につき	3,300円
通帳・証書再発行	1件につき	1,100円
キャッシュカード・ ローンカード再発行	1枚につき	1,100円
自己宛小切手	1枚につき	1,100円
署名判登録	署名判登録	5,500円
	署名判登録変更	3,300円
	1通につき、機械作成用紙(当組合所定)	550円
残高証明書	手書作成用紙(当組合所定・英文書式含む・ お客様指定用紙)	1,100円
	住宅取得除却に係る残高証明書 (1通につき)	550円
その他諸証明書(手書き)	1通につき	1,100円
監査法人向け残高証明書	1通につき	3,300円
履歴照会作成料	1口座毎に	550円
弁護士照会料	照会1件につき	2,200円
開示請求	氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先 (一括)	1,100円
	取引残高情報(残高証明書除く) 1口座(指定日毎に)	1,100円
	取引履歴情報(明細開示) 1口座(1ヶ月分毎に)	1,100円
	その他の手数料情報(記載項目以外) 1件毎に	1,100円

(表示金額はいずれも消費税が含まれています。)

その他業務

手数料一覧

(令和7年4月1日現在)

■融資関係手数料

融資実行・書替及び期日前返済・繰上返済等 事務手数料			
融資取扱手数料		当座貸越新規実行・極度額変更(1件につき)	2,200円
		割引手形実行・でんさい割引実行(1件につき)	2,200円
		手形貸付実行・書替(1件につき)	2,200円
		証書貸付実行(1件につき)	2,200円
		一般債務保証書(再)発行(1通)	1,100円
条件変更取扱	証書貸付	住宅ローン以外の証書貸付(1件につき)	11,000円
	住宅ローン	金利選択型住宅ローンの金利選択時(1件につき)	5,500円
		上記以外(1件につき)	11,000円
	当座貸越	(1件につき)	550円
繰上返済取扱	証書貸付	繰上返済(1件につき)	11,000円
		収益物件等に関する繰上返済	所定の手数料
		一部繰上(1件につき、これに伴う条件変更を含む)	11,000円
	住宅ローン	繰上返済(1件につき)	33,000円
		一部繰上【固定期間中の場合】(1件につき、これに伴う条件変更を含む)	22,000円
		一部繰上【固定期間中以外】(1件につき、これに伴う条件変更を含む)	5,500円
返済額・支払利息証明書		1通につき(代理貸付は除く)	1,100円
返済予定表再発行		1件につき(代理貸付は除く)	550円
融資証明書		融資証明(5千万円未満) 1通	11,000円
		融資証明(5千万円以上) 1通	22,000円
		開発行為の同意書 1通	5,500円

注1. 条件変更の場合100万円未満の条件変更に係る融資関係手数料は無料です。
注2. 保証会社(保証協会・全国保証㈱・労信協を除く)による提携ローンの融資関係手数料は無料です。
注3. その他、特定の商品および取引においては、融資関係手数料が無料となる場合があります。

■担保関係手数料

不動産担保事務取扱 手数料		
事業性	新規設定(1件につき、建物等の追加設定を含む)根・抵当権の登記留保(1件につき)	55,000円
	一部解除・極度額変更・順位変更・債務者変更・追加設定等(1件につき)	33,000円
	不動産業等の商品物件一部解除(1件につき)	22,000円
	全部解除(1件につき)	1,100円
	新規設定(1件につき、建物等の追加設定を含む)根・抵当権の登記留保(1件につき)	33,000円
事業性以外(住宅ローン・消費性等)	一部解除・極度額変更・順位変更・債務者変更・追加設定等(1件につき)	22,000円
	全部解除(1件につき)	1,100円
	公用地に供する場合の解除(一部解除含む)	資格証明書を発行する場合(1件につき) 3,300円 資格証明書不要の場合(1件につき) 1,100円
遠隔地不動産調査費用	当組合営業エリア外(群馬県及び埼玉県の児玉郡上里町・児玉郡神川町以外)	
	55,000円	
動産(債権)譲渡担保事務取扱	太陽光発電設備等新規設定登記(1件につき)	
	太陽光発電設備等抹消登記(1件につき)	

注1. 不動産担保の場合100万円未満の実行時の不動産担保事務取扱手数料は無料です(10万円未満は無担保と同様)。
注2. 無担保の場合10万円未満の実行時の融資関係手数料は無料です。

(表示金額はいずれも消費税が含まれています。)

■ 主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国為替取引(外国送金、外貨預金等)を行なっております。

6. 附帯業務

(1) 代理業務

ア. 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務

イ. 日本銀行の歳入代理店業務

(2) 国債等の引受け及び引受国債等の募集取扱業務

(3) 債務の保証業務

(4) 地方公共団体の公金取扱業務

(5) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(6) 保護預り及び貸金庫業務

(7) 両替業務

(8) 有価証券の貸付

(9) 金銭債権の取得又は譲渡

(10) 電子債権記録業に係る業務

(11) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関に向けた分	165,433	144,188	168,506	152,059
	他の金融機関から受けた分	258,916	155,329	258,776	165,042
代金取立	他の金融機関に向けた分	0	0	0	0
	他の金融機関から受けた分	30	3	74	12

※本表は、為替電文の発受信を基準として作成しております。

当組合の子会社等

(令和7年3月末現在)

会 社 名	株式会社 アロン
所 在 地	群馬県前橋市文京町一丁目31番地16
業 務 内 容	計算事務の受託業務、その他付帯業務
設 立 年 月	昭和60年9月19日
資 本 金	12百万円
議 決 権 比 率	50.00%
そ の 他	連結対象会社

経営改善支援等の取組み実績

当組合では、年度ごとに本部担当部署（総合コンサルティング部）が営業店と連携し、業績が悪化傾向にあるなど経営の維持が危ぶまれる取引先を選定し取り組んでいます。令和6年度は、74先の事業所を支援対象先とし、経営改善計画策定支援及び計画策定後のモニタリング支援、人件費上昇や物価高騰等に伴う資金繰り支援等、取引先の経営支援に取り組めました。

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)				経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)			
543	74	3	69	11	13.63%	4.05%	14.86%

(注)1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2.期初債務者数は令和6年4月当初の債務者数です。

3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4.「α（アルファ）」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。

5.「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6.「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域金融機関として健全かつ適切な運営に配慮しつつ、積極的な金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化に貢献いたします。取引先企業等とのコミュニケーションを密にし、取引先の事業内容や成長可能性などを見極め、各取引先のライフステージに応じた最適なソリューションの提案に取り組めます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

創業に始まり、経営支援、事業再生、事業承継など、企業のライフステージを踏まえた対応を実施するため、外部機関・専門家等との連携強化による各種支援ツールを充実させて、コンサルティング機能の一層の発揮に向け態勢整備を行っております。

令和6年度は本部担当部署（総合コンサルティング部）による事業承継研修（営業店臨店研修）の開催等による知識の定着など、職員のスキルアップを図るとともに、各外部機関が実施している専門家派遣事業等さまざまな支援策を有効に活用することで態勢整備に努めております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合では、経営改善支援・事業承継支援等の支援においては専門性を有する外部機関・専門家との連携を積極的に行っています。

・中小企業基盤整備機構及び群馬県事業承継・引継ぎ支援センター、株式会社バトズと連携し、お取引先向け事業承継セミナーを開催しました。

第一回 令和6年9月11日 会場 太田宝泉支店 参加企業 18社(24名)

第二回 令和7年3月 7日 会場 中之条支店 参加企業 15社(15名)

・群馬県よろず支援拠点と連携し、よろず支援拠点コーディネーターを相談員として迎え、お取引先に対する経営相談会を開催しました。

第一回 令和6年 6月13日 会場 沼田支店 参加事業者3先

第二回 令和6年11月14日 会場 総社支店 参加事業者4先

●創業・新規事業開拓の支援

新規事業先の開拓訪問や既往先からの紹介等にて、事業計画書の作成・資金計画・資金繰りの提案を行っております。情報誌・インターネットセミナー参加等の情報提供を行い、当組合支援部署と連携を図り同行訪問の実施など経営支援を実施しております。また、起業家を対象とした日本政策金融公庫との連携協調商品「創業支援みらい」の取扱いを行っております。

●成長段階における支援

介護事業・太陽光発電事業・アグリ関連事業について、事業計画の作成・資金計画・資金繰りの相談業務を実施しております。また、お客様同士のビジネスマッチングを主体とした、販路開拓支援を行っております。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合では、経営改善・事業再生支援が必要とされるお取引先に対して、営業店による速やかな対応や必要に応じて総合コンサルティング部と連携して専門的な対応を行っています。また、支援内容に応じて外部機関との連携・専門家派遣等を活用することにより、実効性の高い経営改善支援にも積極的に取り組んでいます。

地域の活性化に関する取組状況

当組合は、地域社会の一員として、地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い関係性とネットワークを形成し、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。地域の特色を重んじ、相互に連携し双方の持つそれぞれの機能や特色を活かしながら地域の発展並びに人材の育成に寄与することを目的として「包括連携・協力に関する協定書」を各地域の商工会議所・商工会と締結しております。締結先は以下のとおりです。

〈締結順：富士見商工会、しづかわ商工会、太田市新田商工会、群馬伊勢崎商工会、高崎商工会議所、嬬恋村商工会、群馬県商工会連合会（令和6年9月締結）〉

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、経営者保証に関するガイドライン研究会（平成25年12月5日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。事業性融資における経営者保証については、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について丁寧に説明し、お客様のご理解をいただけますよう努めてまいります。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例（令和6年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

該当企業は、建設用製品製造業。物価高が収益を圧迫している中で営業利益、最終利益も確保し近年業績安定的に推移している取引先。業績良好な状況から先方より既存の債務について経営者保証の見直しを依頼されたことにより、経営者保証を付さない取り扱いを検討することになりました。

2. 取組み内容

検討内容としては①法人と経営者個人の資産、経理が明確に分かれていること。②法人と個人の資金のやり取りが、社会通念上適切な対応であること。③法人のみの資産、収益力で返済能力を有していると判断できること。④適時適切な情報開示がなされていること。以上の要件が満たされていることから「経営者保証に関するガイドライン」並びに「改正監督指針に基づく対応」趣旨に鑑み総合的な判断により、経営者保証を求めない方針として連帯保証人の解除に応じました。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	418件	429件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.79%	15.84%
保証契約を解除した件数	35件	71件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	2件	1件

金融仲介機能の発揮に向けて

●事業承継支援に係る体制強化

背景

- ・中小企業の休業業・解散件数は、近年約4万社を超える数で推移しており、休業業・解散企業の代表者の年齢は60歳以上が増加傾向にあります。これらのことから日本経済を支える中小企業・小規模事業者の雇用や技術の喪失といった観点も含め、事業承継問題がクローズアップされています。つきましては、当組合においても“事業承継支援プロジェクト”を発足し、連携機関の協力を得ながら、お取引先企業の事業承継支援の体制を強化していくこととし、以下の取り組みを実施致しました。

取組み内容

(1) 取引先向け事業承継セミナー開催（年2回開催）

- ① 開催日時：令和6年9月11日 太田宝泉支店、令和7年3月7日 中之条支店
- ② お取引先参加企業：33企業の39名（2回開催合計）
- ③ 講師（連携協力機関）：中小企業基盤整備機構
群馬県事業承継・引継ぎ支援センター
株式会社バトンズ

(2) 事業承継支援研修

- ① 期間：令和6年度
- ② 研修形式：担当部署職員（総合コンサルティング部）が講師となり、各営業店へ臨店による研修
- ③ 参加者：営業店全職員

目的

- ・お取引先企業の高年齢化と後継者問題を再認識し、事業承継の現状と必要性を理解する
- ・事業承継支援時（親族内・親族外・第三者承継）における地域金融機関の役割や係わり方を理解する

効果・方針

- ・お取引先企業の多くが直面する事業承継は、センシティブな問題であり、その支援においても行動が劣後していましたが、今回の取組みを通じ総じて、お取引先企業の認識、及び当組合職員の認識や姿勢に変化が生じたと思われます。今回の取組みを一過性に終わらせることなく、継続・展開していくことでお取引先企業の期待に応え地域経済の活性化に資するよう取り組んでまいります。

以上

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、信用組合の理念である相互扶助の精神に基づき、地域の中小規模事業者や個人の皆様への円滑な資金供給、金融サービスの提供を行っております。

群馬県内全域を営業地区としたスケールメリットを生かして、中小規模事業者をはじめとする地域の皆様へ円滑な資金供給や積極的なコンサルティング機能の発揮、お取引先のニーズを踏まえた十分な金融サービスの提供を行っており、地域の皆様のご期待に総力をあげて応え、地域経済の再生・活性化に資する地域密着型金融を推し進め、当地域になくてはならない信用組合であり続けたいと考え、役職員一丸となって取り組んでおります。

預金を通じた地域貢献

- (1) 令和6年4月1日～9月30日までの間、個人の退職金預入について、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (2) 令和6年7月1日～8月30日までの間、組合員（法人・個人）を対象に、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (3) 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間、当組合で公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）の受取指定をされているお客様へ、定期預金の優遇金利商品を提供しました。

融資を通じた地域貢献

当組合は、中小企業や地域住民のための地域金融機関として、相互扶助の精神に基づき、地域の皆様のご要望に応え地域社会の繁栄に貢献することを目指しております。リレーションシップバンキングの機能を強化し、地元中小企業や個人のお客様に必要な資金を円滑に供給し、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に強い関係性を構築し、地域経済の持続的発展に努めております。令和6年度は、人手不足による人件費高騰やエネルギー価格および原材料価格高騰によるコストアップなどの影響に伴う資金繰りの悪化が見られたことより、既存融資のリスケジュール等、資金繰り相談を中心とした課題解決に取り組みました。

取引先への支援状況等

取引先の経営課題の把握・分析から解決を図るための方策や経営目標実現のための戦略提案、経営改善計画の策定支援などについて、総合コンサルティング部が中心となり営業店との連携を図り、適宜外部機関や専門家の協力を得て取り組んでいます。特に地域経済や雇用環境に及ぼす影響が比較的大きいと思われる製造業、建設業、旅館業については、業種別担当者を配置し、専門性を高めた有効的な支援体制を整え取り組んでいます。労働力不足や人件費高騰、原材料およびエネルギー価格高騰の影響等、これまで以上に取引先の動向に注意を払い営業店、本部、役員と情報を共有し、逸早く対策が講じられるよう努めています。

お取引先事業者に対するアンケート結果

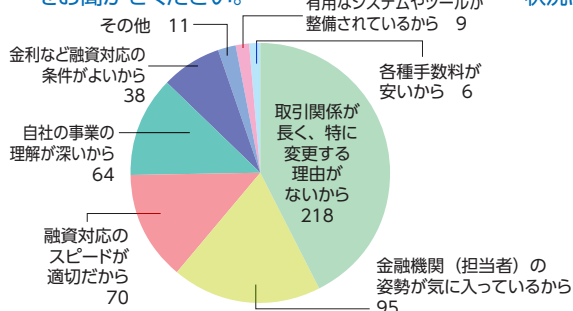
当組合では、地域金融機関として、これからの金融環境の変化に即応し、より良い金融サービスを提供していくためにアンケートを実施いたしました。

実施期間：2024.10～2024.12

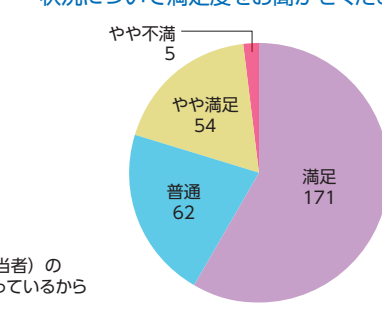
実施方法：無記名方式

対象先：融資お取引事業者345先（有効回答数243先）

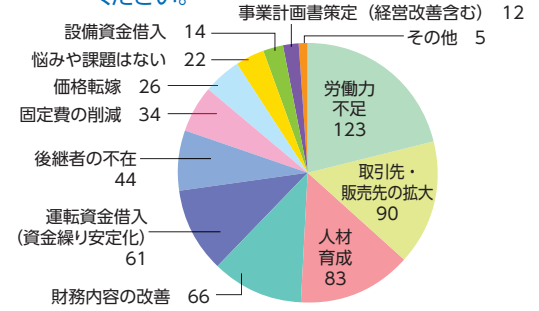
Q. 当組合をメインバンクとしている「理由」をお聞かせください。



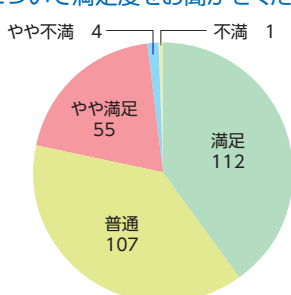
Q. 当組合のご融資や事業に係るサポート・提案状況について満足度をお聞かせください。



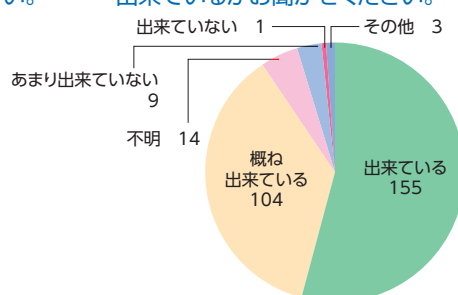
Q. 貴社が強く感じている経営課題をお聞かせください。



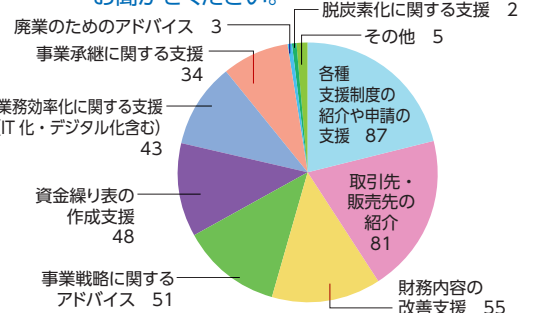
Q. 経営上の課題や悩みを相談した場合の対応について満足度をお聞かせください。



Q. 当組合は、貴社の課題等を「共有・把握」出来ているかお聞かせください。



Q. 今後、提供を受けたい金融サービスをお聞かせください。



地域・業域・職域サービスの充実

(1) 移動金融車の運行

お客様の利便性および地域に対する金融サービスの維持向上、広告塔としての宣伝効果などを目的として、平成30年9月より運行開始している大型トラックの移動金融車に加え、令和6年2月14日より新たにハイエースバン移動金融車の運行を開始しました。

(2) 人材紹介業務の取扱い

近年の事業者の経営課題として、「人手不足」や「後継者不足」が挙げられています。そのような中、経営にとって重要な業務を遂行できる有能な人材の紹介等支援強化を目的として、人材紹介事業者と連携し、お取引先の希望に沿った人材確保をサポートしています。

(3) 年金無料相談会の実施

お客様からの年金に関するあらゆるご相談に対応しています。令和6年度は、年金相談を中心とした相談会を年間25回開催しました。

文化的・社会的貢献に関する活動

しんくみいきいき献血運動の実施(毎年実施)

しんくみの日活動の一環として「しんくみ“いきいき献血”運動」を実施しました。

令和6年8月1日～9月30日の期間で、前橋献血ルーム・高崎駅献血ルーム・太田献血ルームなど、県内献血センターにおいて実施し、各会場で役職員が献血を行いました。

高崎まちなかコミュニティサイクル「高チャリ」へ広告掲載

令和5年4月1日より、地域の貢献活動として、高崎駅西側を中心に自由に乗降できる自転車(高チャリ)へ広告掲載し、地域の活性化に協力しています。



「しんくみの日」清掃活動の実施

令和6年9月7日に、当組合全営業店の近隣を中心に役職員約200名の参加により清掃活動を実施しました。



高崎シティレディースの活動

高崎市の観光イベントやセレモニーなどシティプロモーションとして活躍する「高崎シティレディース」に当組合の職員が就任し、高崎観光協会認定のもと、様々なイベントに参加し、高崎市の活気あるまちづくりのために活躍しています。



企業の社会的責任(CSR)について

(1) 顧客の組織化とその活動

名 称	対象者	会員数	活動内容	実 績
みらい倶楽部連合会	後援会会員	2,458名 (令和7年3月末現在)	講演会・ゴルフ大会など	5月22日(水) 青年部ゴルフ大会 7月 4日(木) 第1回経営管理者練成講座 9月13日(金) 連合会ゴルフ大会 11月14日(木) 第2回経営管理者練成講座

みらい倶楽部連合会(後援会組織で29支部より構成)においては、会員相互の親睦や情報交換の機会とし、年間行事のもと活動しております。会員増強及び青年部の未設立店舗においては設立要請を行い、今後は各ブロック単位での活動も行う方針です。

(2) 年金相談会の開催

相 談 会	開催日数	相談件数	備 考
年金	25回	110件	当組合の営業店を拠点とし、年間25回開催

(3) 講演会の開催

講 演 会	参加人数	講 演 内 容	開催日
第1回経営管理者練成講座 (講師)飯田 泰之氏	134名	思考の型としての経済学 ～思考支援ツールとして経済学を「使おう」～	7月 4日
第2回経営管理者練成講座 (講師)梶本 修身氏	160名	睡眠の目的は眠ることではなく疲れを回復させること ～疲れを回復させる睡眠法とは?～	11月14日

地域活性化につながる多様なサービスの提供

●文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

「しんくみの日週間」期間中に来店されたお客様に、日頃の感謝を込めて「花の種」のプレゼントを行いました。

●地域貢献に資する預金・融資商品の提供

- (1) 組合員(個人・法人)を対象に、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (2) 個人の退職金預入について、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (3) 当組合で公的年金の受取指定をされているお客様へ、定期預金の優遇金利商品を提供しました。
- (4) カーライフローン「安全運転」の金利優遇対応を実施しています。金利は「安全運転レギュラー」⇒3.70%、「安全運転プレミアム」⇒3.60%、「安全運転スペシャル」⇒3.30%の3段階で提供しており、当組合との取引状況に応じて、最大△0.90%を優遇した2.40%から3.70%の金利対応を行っています。このローンは、飲酒運転撲滅を目的とした「ハンドルキーパー運動」を応援するローンであり、申込者に対してローン契約時に「飲酒運転しな宣言」にサインをいただくことで、交通安全に対する意識を高めていただき、地域から飲酒運転を追放する運動を応援しています。
- (5) 教育ローンは、スーパー教育ローン「進学応援団」、「進学応援団プレミアム」、「進学応援団スペシャル」の取扱いを実施しています。金利は「進学応援団」⇒3.90%、「進学応援団プレミアム」⇒2.90%、「進学応援団スペシャル」⇒2.60%の3段階で提供しています。利便性の高いカードローン型の教育ローン「チャンスⅡ」の取扱いも行っています。
- (6) 個人の資金ニーズに、気軽にご利用いただけるフリーローン「チェンジフリー」の取扱を令和2年8月より実施しています。金利は7段階(3.50%・5.50%・7.50%・9.50%・11.50%・13.50%・14.00%)で提供しています。また、同じフリー系商品である「チョイス」については5段階の金利(3.30%・5.00%・7.00%・10.00%・14.00%)で提供しています。
- (7) 職域提携企業の役職員様向け融資商品の取扱いを行なっています。職域目的ローン「安全運転」・「進学応援団」、職域フリーローン「チョイス」の3商品を当組合と職域提携を締結した企業(法人・個人事業主)の役職員様を対象に優遇金利で提供しています。※職域目的ローン「安全運転」の最大優遇金利は1.80%、「進学応援団」は2.00%、「チョイス」は3.10%で、それぞれ提供しています。
- (8) 住宅ローンは、変動金利選択型(最大優遇金利0.775%)と固定金利選択型(3年固定・5年固定・10年固定)の2つの金利優遇プランを提供しています。
- (9) リフォームローン「みらい」の取扱いを実施しています。住宅リフォーム全般に対応し、家庭用太陽光発電導入資金にも対応しています。当組合との取引状況に応じて最大△1.30%の金利を優遇した1.65%から2.95%の金利対応商品を提供しています。
- (10) 遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」の取扱いを実施しています。オリックス銀行株式会社と信託契約代理店の業務委託契約を締結し、令和2年4月より信用組合専用の遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」の取扱いを開始しました。「しんくみ相続信託」は、オリックス銀行の「かんたん相続信託」の仕組みを応用した、信用組合専用の遺言代用信託です。お客様からお預かりした資金は、オリックス銀行が運用を行い年1回配当金をお支払いし、相続発生時には手続き完了後5営業日程度で、あらかじめ指定された相続人が資金を一括で受け取ることができる仕組みです。令和6年度の「しんくみ相続信託」の推進獲得件数は、全店合計で581件(金額13億7千8百万円)の実績でした。

主な商品の紹介

フリーローン 「チェンジフリー」

フリーローンは、様々な用途にご利用できます! お借換えにも対応します!

フリーローン チェンジフリー

お支払い自由
お借換え自由

お借換えにも対応
お借換えも簡単OK!

安心の金利プラン!

年3.5%~14.0%

ご融資金額 最高 1,000万円 | ご融資期間 最長 10年

くまみらい信用組合

フリーローン 「チョイス」

フリーローン チョイス

お支払い自由
お借換え自由

最高1,000万円までご融資!!

ご融資利率は、5段階の固定金利!!

金利3.3%~
金利5.0%~
金利7.0%~
金利10.0%~
金利14.0%

フリーローンチョイス

くまみらい信用組合

住宅ローン

くまみらいの
住宅ローン

金利優遇プラン

変動金利選択型	固定金利選択型
店頭金利 年2.725%	当初3年 年1.45%
△0.775%	当初5年 年1.65%
	当初10年 年2.00%
※組合員金利優遇により 店頭金利が年1.950%で提供	

くまみらい信用組合

遺言代用信託商品 「しんくみ相続信託」

すぐ必要になるお金に備える

しんくみ相続信託

元本保証

ご遺言の執行は、引き出しやすい資金です。

管理報酬無料 | 中途解約可能

お申し込みは100万円から | 年1回配当金をお受け取り

くまみらい信用組合

スマホは
こちらから



スマホは
こちらから



店舗移転・ATM移転のお知らせ

群馬町支店・箕郷支店・沖支店・倉渕支店は新築移転いたしました



令和7年
5/7(水)
移転



移転後お問い合わせ先 群馬町支店・箕郷支店・沖支店・倉渕支店 高崎市箕郷町上芝545-1
TEL.027-393-6808

前橋北支店は移転いたしました



令和7年
5/7(水)
移転

移転後お問い合わせ先 前橋北支店(総社支店) 前橋市総社町総社1127-1
TEL.027-251-7526

赤城支店北橋出張所は
無人化(ATM機械化店舗)になりました



令和6年
12/19(木)
無人化

移転後お問い合わせ先 赤城支店 渋川市赤城町三原田823-8
TEL.0279-56-3232
渋川中央営業部 渋川市渋川2625-1
TEL.0279-22-3232
※「赤城支店」は「渋川中央営業部」内へ
移転予定となっております。

店舗一覧表

(自動機器設置状況)(令和7年5月末現在)

地 区	店 名	住 所	電 話	ATM	ATM稼働時間	
					平日	土曜・日曜・祝日
高 崎 市	本 吉 井 支 店	〒370-0824 高崎市田町125	027-322-2301	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	群 馬 町 支 店					
	箕 郷 支 店	〒370-3104 高崎市箕郷町上芝545-1	027-393-6808	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	沖 支 店					
	倉 渕 支 店					
前 橋 市	群 南 支 店	〒370-0035 高崎市柴崎町928	027-352-1122	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	新 町 支 店	〒370-1301 高崎市新町2811	0274-42-1201	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊勢崎市	総 社 支 店	〒371-0852 前橋市総社町総社1127-1	027-251-7526	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	前 橋 支 店					
太 田 市	前 橋 北 支 店					
	東 群 馬 営 業 部	〒370-0124 伊勢崎市境315-5	0270-74-0630	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	伊 勢 崎 支 店	〒372-0024 伊勢崎市下植木町5-8	0270-23-5222	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	尾 島 支 店	〒370-0401 太田市尾島町537-1	0276-52-1235	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	太 田 宝 泉 支 店	〒373-0034 太田市藤阿久町613-2	0276-31-4806	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
沼 田 市	新 田 支 店	〒370-0321 太田市新田木崎町930-4	0276-56-1414	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	藪 塚 支 店					
	高 林 支 店	〒373-0861 太田市南矢島町449-1	0276-38-3111	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
渋 川 市	館 林 支 店					
	沼 田 支 店	〒378-0053 沼田市東原新町1836-7	0278-24-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	渋 川 中 央 営 業 部	〒377-0008 渋川市渋川2625-1	0279-22-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	伊 香 保 支 店					
藤 岡 市	子 持 支 店	〒377-0203 渋川市吹屋509	0279-25-1515	1台	9:00～17:00	—
	赤 城 支 店	〒379-1126 渋川市赤城町三原田823-8	0279-56-3232	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	藤 岡 支 店	〒375-0024 藤岡市藤岡841-5	0274-22-1241	2台	8:00～20:00	9:00～17:00
みどり市	鬼 石 支 店					
	大 間 々 支 店	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1516	0277-73-2321	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
北群馬郡	吉 岡 支 店	〒370-3603 北群馬郡吉岡町陣場253-2	0279-54-2191	1台	9:00～17:00	—
吾 妻 郡	中 之 条 支 店	〒377-0423 吾妻郡中之条町伊勢町甲858-1	0279-75-3003	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	原 町 支 店					
	草 津 温 泉 支 店	〒377-1711 吾妻郡草津町草津丙447-2	0279-88-2644	1台	9:00～17:00	—
	長 野 原 支 店	〒377-1304 吾妻郡長野原町長野原192-1	0279-82-2488	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
	北 軽 井 沢 支 店					
佐 波 郡	嬬 恋 支 店	〒377-1612 吾妻郡嬬恋村大前771-2	0279-96-0531	1台	9:00～17:00	—
本 部	玉 村 支 店	〒370-1132 佐波郡玉村町下新田295-2	0270-65-7272	1台	9:00～17:00	—
	高 崎 本 部	〒370-0824 高崎市田町125	027-322-2041			

店外ATM

店 名	住 所	ATM	平日	土曜・日曜・祝日
大 泉 出 張 所	〒370-0532 邑楽郡大泉町坂田5-2-1	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊 勢 崎 北 出 張 所	〒372-0054 伊勢崎市柳原町74-3	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊 勢 崎 西 出 張 所	〒372-0812 伊勢崎市連取町2354-12	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
藪 塚 支 店 出 張 所	〒379-2304 太田市大原町436-11	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
館 林 支 店 出 張 所	〒374-0041 館林市富士原町1057-7	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
四 万 温 泉 出 張 所	〒377-0601 吾妻郡中之条町四万4237-7	1台	9:00～20:00	9:00～17:00
ペイシア吾妻店出張所	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町原町5081	1台	9:00～20:00	9:00～20:00
北 軽 井 沢 支 店 出 張 所	〒377-1412 吾妻郡長野原町北軽井沢1988-775	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
伊 香 保 支 店 出 張 所	〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保553-3	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
前 橋 支 店 出 張 所	〒371-0801 前橋市文京町1-31-16	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
赤 城 支 店 北 橋 出 張 所	〒377-0062 渋川市北橋町真壁2321-3	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
前 橋 北 支 店 出 張 所	〒371-0044 前橋市荒牧町1-45-3	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
倉 渕 支 店 出 張 所	〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉399	1台	8:00～20:00	9:00～17:00
群 馬 町 支 店 出 張 所	〒370-3521 高崎市棟高町709	1台	9:00～17:00	—
鬼 石 支 店 出 張 所	〒370-1401 藤岡市鬼石392-3	1台	8:00～20:00	9:00～17:00

地区一覧

群馬県全域 埼玉県児玉郡神川町 埼玉県児玉郡上里町

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ 2

【概況・組織】

- 1. 事業方針 3
- 2. 事業の組織 * 3
- 3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) * 3
- 4. 会計監査人の氏名又は名称 * 3
- 5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) * 38
- 6. 自動機器設置状況 38
- 7. 地区一覧 38
- 8. 組合員の推移 3
- 9. 子会社等の状況 31

【主要事業内容】

- 10. 主要な事業の内容 * 31
- 11. 信用組合の代理業者 * 取扱いなし

【業務に関する事項】

- 12. 事業の概況 * 2
- 13. 経常収益 * 14
- 14. 業務純益等 * 12
- 15. 経常利益(損失) * 14
- 16. 当期純利益(損失) * 14
- 17. 出資総額、出資総口数 * 14
- 18. 純資産額 * 14
- 19. 総資産額 * 14
- 20. 預金積金残高 * 14
- 21. 貸出金残高 * 14
- 22. 有価証券残高 * 14
- 23. 単体自己資本比率 * 14
- 24. 出資配当金 * 14
- 25. 職員数 * 14

【主要業務に関する指標】

- 26. 業務粗利益及び業務粗利益率 * 12
- 27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 * 12
- 28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 * 14
- 29. 受取利息、支払利息の増減 * 12
- 30. 役務取引の状況 12
- 31. その他業務収益の内訳 15
- 32. 経費の内訳 12
- 33. 総資産経常利益率 * 14
- 34. 総資産当期純利益率 * 14

【預金に関する指標】

- 35. 預金種目別平均残高 * 16
- 36. 預金者別預金残高 16
- 37. 財形貯蓄残高 16
- 38. 常勤役職員1人当り預金残高 15
- 39. 1店舗当り預金残高 15
- 40. 定期預金種類別残高 * 16

【貸出金等に関する指標】

- 41. 貸出金種類別平均残高 * 16
- 42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 * 16
- 43. 貸出金金利区分別残高 * 16
- 44. 貸出金使途別残高 * 17
- 45. 貸出金業種別残高・構成比 * 17

- 46. 預貸率(期末・期中平均) * 15
- 47. 消費者ローン・住宅ローン残高 16
- 48. 代理貸付残高の内訳 29
- 49. 常勤役職員1人当り貸出金残高 15
- 50. 1店舗当り貸出金残高 15

【有価証券に関する指標】

- 51. 商品有価証券の種類別平均残高 * 取扱いなし
- 52. 有価証券の種類別平均残高 * 16
- 53. 有価証券種類別残存期間別残高 * 16
- 54. 預証率(期末・期中平均) * 15

【経営管理体制に関する事項】

- 55. 法令遵守の体制 * 18
- 56. リスク管理体制 * 19.20
- 資料編 * 21.22.23.24.25.26.27.28
- 57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 * 18

【財産の状況】

- 58. 貸借対照表、損益計算書、損失金処理計算書 * 8.9.10.11.12
- 59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 * 17
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2) 危険債権
 - (3) 三月以上延滞債権
 - (4) 貸出条件緩和債権
 - (5) 正常債権
- 60. 自己資本の構成に関する開示事項(自己資本比率明細) * 13
- 61. 有価証券、金銭の信託等の評価 * 14.15
- 62. 外貨建資産残高 29
- 63. オフバランス取引の状況 14
- 64. 先物取引の時価情報 14
- 65. オプション取引の時価情報 取扱いなし
- 66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) * 17
- 67. 貸出金償却の額 * 17
- 68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について ** 29
- 69. 会計監査人による監査 * 29

【その他の業務】

- 70. 内国為替取扱実績 31
- 71. 外国為替取扱実績 29
- 72. 公共債窓販実績 29
- 73. 公共債引受額 29
- 74. 手数料一覧 30.31

【その他】

- 75. トピックス 29
- 76. 当組合のあゆみ(沿革) 3
- 77. 継続企業の前提の重要な疑義 * 該当なし
- 78. 総代会について ** 6.7
- 79. 報酬体系について ** 18

【地域貢献に関する事項】

- 80. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) ** 34.35
- 81. 地域密着型金融の取組み状況 ** 36
- 82. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 * 32.33
- 83. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について ** 33
- 84. 地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向けて 4.5
- 85. 金融仲介機能の発揮に向けて * 33

ぐんまみらい信用組合 SNS公式アカウント

● Instagramアカウント

QRコードからアクセス



URLからアクセス

<https://www.instagram.com/gunma.mirai/>

● Facebookアカウント

QRコードからアクセス



URL からアクセス

<https://m.facebook.com/2149gunmamirai/>



地域と共に、みらいを育むパートナー

ぐんまみらい信用組合

〒370-0824 群馬県高崎市田町125

TEL:027-322-2041

<https://www.skibank.co.jp/gunmamirai/>